

事案調書(戦略会議)

審議日 令和6年10月23日

案件名	相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について						
所管	環境経済	局 区		部 創業支援・企業誘致推進	課	担当者	内線

事案概要	
<p>「相模原市産業集積促進条例(以下「STEP50」という。)」は企業立地の促進、市民の雇用機会の創出並びに工業用地の保全活用等を目的に、平成17年10月に制定した。これまでに4回の条例改正を行い、立地計画の認定件数は178件に上る。</p> <p>こうした中、現行のSTEP50の適用期限が令和7年3月末に到来するが、令和7年4月以降についても戦略的な企業誘致を進め、本市の基盤産業である製造業を中心とした産業集積基盤の強化を図り、雇用の促進や持続可能な都市経営の実現を目指すため、現行STEP50の条例改正及び第五期STEP50の事業実施について諮るもの。</p>	

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	<p>相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について、以下3点を諮るもの</p> <p>(1)リーディング産業の分野継続(他事業と連携したリーディング産業誘致の継続)</p> <p>(2)大規模産業用地の製造業による立地を促す支援メニューの新設</p> <p>(3)奨励金算定方法と奨励率の変更</p>
審議結果 (政策課記入)	〇差し戻しとする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	企業立地の増加、成長産業集積、雇用の創出、税収の増加				
	効果測定指標	認定企業(立地企業)の件数(定量)			施策番号	施策25
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	認定企業の件数:5件	認定企業の件数:5件	認定企業の件数:5件		

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	<p>庁内調整</p> <p>条例改正に向けた、条文等の修</p> <p>12月部会(市民環境経済)</p> <p>パブリックコメント</p> <p>3月議会提案</p>						
	条例施行・事業実施						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(委託費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		398,406						
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源抛出現見込額								
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)	法人市民税、事業所税、固定資産税、個人市民税							

必要財源の大部分を奨励金等が占める。
立地企業の認定、企業の操業開始後に奨励金額が確定するため、R7年度以降の必要財源については、現時点で未定。

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1 貧困	2 健全なエネルギー	3 健康と長寿	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 清潔な水と衛生	7 持続可能なエネルギー	8 働きがいと経済成長	9 産業とイノベーション
									○
10 人や国の不平等の削減	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動への対応	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 公正な社会と法の支配	17 パートナーシップによる開発		
	○								

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
	条例	改廃あり	時期	令和7年3月	議会への情報提供	部会	12月部会を想定	
パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月～令和7年1月				

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
資産税課、市民税課	税収データ等の調整・提供
関係課長打合せ会議(7/9)	本件について審議。会議での意見を反映の上、庁議に諮ることとなった。
調整会議(7/23)	資料を一部修正の上、決定会議に諮ることとなった。
決定会議(9/30)	資料を一部修正の上、戦略会議に諮ることとなった。

備考	

庁議におけるこれまでの議論

【調整会議】

○(人事・給与課長)奨励金算定の基礎を実勢価格から固定資産税評価額に変更することのだが、実勢価格の積算が複雑なことは本市への進出の障壁になっていたか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)進出への障壁とまでは言えないが、契約前に申請を必要としたため、短期間で必要書類を準備するなど、進出企業の負担になっていたと考えている。

○(財政課長)今回の見直しにおいて、奨励率アップと打ち出して良いものか。手続きの簡素化が正しいのではないか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)奨励率は増加しているが、算定結果は同水準となる。敷地面積30,000㎡以上の立地に対する奨励措置については今回拡充となる。
 →(財政課長)前向きな改正は望ましいが、ミスリードとならないよう、打ち出し方は検討していただきたい。

○(南区役所区政策課長)新たな都市づくりの拠点立地奨励の対象はどこか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)当麻地区及び麻溝台・新磯野地区が対象である。

○(南区役所区政策課長)拡充する敷地面積30,000㎡以上の立地奨励は新たな都市づくりの拠点でも対象となるか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)今後、要件を満たす用地が生じれば対象となる。

○(総務法制課長)リーディング産業について、この5年間におけるロボット産業6件、航空宇宙産業1件の誘致実績に対する評価と、継続する理由は。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)これまで、航空宇宙産業への参入は大企業に限定されている中で誘致に結び付かなかったが、国の資料等によると、世界的にも成長産業と見込まれており、国内における市場規模も現在の4兆円から2030年代には2倍を目指していくとされている。また、最近の傾向としてベンチャーやスタートアップ企業など小規模事業者の参入も活発化してきている。アクセラレーションプログラムではJAXAの協力を得ており、スタートアップの実証実験なども実施される可能性があるため、本市と宇宙関連のベンチャーやスタートアップとの接点を作りながら、今後の進出に繋げていきたいと考えている。

○(総務法制課長)資料でリーディング産業誘致の強化となっているが、継続ではないか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)修正する。

○(人事・給与課長)次世代モビリティなど新たな産業の研究開発などに取り組む企業はロボット産業として対象となるのか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)製造業として対象となった上で、ロボット産業にあたるかは個々の事業内容による。
 →(人事・給与課長)市としても力を入れたい産業などはリーディング産業に含めても良いのでは。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)リーディング産業の定義として、成長産業やそういった企業が進出することにより、現在の市内企業への良い影響、産業基盤が強化されることなどとしている。次世代モビリティを例にすると、本市の製造業にどのように波及するかという観点のポイントになる。こうした産業が本市に興味を示し、橋本のイノベーション創出促進拠点などを中心に動きがある中で、橋本駅周辺の整備に合わせ、業務系機能の誘致や次世代産業の誘致等も検討していく。

○(経営監理課総括副主幹)業務系機能誘致に係る支援制度は、橋本エリア限定とした制度として検討するのか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)本市は業務系機能が入居できるようなオフィスが少ない。今後、新たな立地が可能なエリアとしては、橋本駅や相模原駅周辺が考えられ、まずは現在進行しているリニア駅開発を見据えて橋本エリアを想定している。

○(政策課長)新たな都市づくりの拠点への立地の対象を当麻地区と麻溝台・新磯野地区としていることのだが、大規模な区画整理事業なので、インセンティブがなくても立地するのではないか。
 →(創業支援・企業誘致推進課長)様々な業種の進出可能性がある中で、製造業の基盤確立の観点から、なるべく、本制度を活用し製造業に立地してもらいたいと考えている。

○(政策課長)市外への発信力の観点で、愛称「STEP50」についても検討の余地があるのではないかと、意見として申し上げる。

調整会議の
 主な議論
 (7/23)

<p>決定会議の 主な議論 (9/30)</p>	<p>【決定会議】 ○(市長公室長)調整会議から決定会議まで2か月間を要した理由は何か。 →(経済担当部長)制度設計について、民間事業者の意見をしっかり聞くよう指示があったことから、商工会議所の会議への出席や、民間事業者との面会等による意見聴取に一定の期間を要した。 ○(総務局長)民間事業者の主な意見はどのようなものか。 →(経済担当部長)リーディング産業に該当する事業者の定義や、分野の拡大などの意見があった。 ○(総務局長)STEP50を含め、様々な産業支援施策があるので、全体像を事業者等に分かりやすく発信していただきたい。 ○(総務局長)奨励金の申請簡素化を目的とした算定方法変更の結果、奨励率の数値が上がるものであり、奨励金額が上がっているものではないと考えるため、資料の記載方法を見直して欲しい。 →(創業支援・企業誘致推進課長)資料を修正する。 ○(財政局長)市内から市内への移転による立地が、市外から市内への立地を上回っている要因は。 →(創業支援・企業誘致推進課長)工業団地で空地が生じた際には、既存の事業者が先行して用地を拡大する事例が多いほか、工業団地外の工業系地域ではマンション等の進出意欲が高く、入札等においては、製造業が落札できないケースが多いことなど、産業用地不足が市外からの立地の伸び悩みの要因と考えている。 ○(財政局長)民間事業者は何社から意見聴取をしたのか。 →(経済担当部長)商工会議所の工業部会所属の9社から意見を聴取した。このほか、市外から立地した企業からも、STEP50が立地の決め手になったと前向きな意見をいただいている。 ○(財政局長)商工会議所の会員の意見を尊重するのは理解するが、市外からの進出を目指すのであれば、市外企業の意見に焦点を当てるべきと考える。 ○(財政局長)当事業により法人市民税が上昇し市の投資額を上回っているというデータが示されているが、正確性はいかがか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)税情報なので、税務部門から厳密なデータをいただけているわけではないが、STEP50の活用前と活用後の法人市民税の差額の積み上げで算出している。 ○(財政局長)STEP50活用企業で撤退した企業はあるのか。 →(創業支援・企業誘致推進課長)ある。全体で数%程度の割合であると認識している。</p>
----------------------------------	---

STEP50
相模原市産業集積促進条例の
改正について

相模原市 環境経済局
創業支援・企業誘致推進課



50
STEP
SAGAMIHARA
TOMORROW
EXPANSION
PROJECT

審議事項

相模原市産業集積促進条例（STEP50）概要

工場・研究所立地（新設・増設・既存事業所活用）に要した費用に対する奨励金制度
平成17年から開始し、現在第四期目の制度運用中
主なメニューは以下のとおり

- ・ 工場等の投資に要した費用の10%～40%を補助
- ・ 対象となる工場等で新たに雇用する正社員×人数分の奨励金（雇用奨励金）
- ・ 対象となる工場等の固定資産税・都市計画税を5年間1/2（不均一課税）
…等

本奨励金制度及び相模原市産業集積促進条例は5年毎に見直しを行うこととしており、
現行制度は令和7年3月末までが適用期間となっている。

審議事項

相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について諮るもの

- （1）リーディング産業の分野継続（他事業と連携したリーディング産業誘致の継続）
- （2）大規模産業用地の製造業による立地を促す支援メニューの新設
- （3）奨励金算定方法と奨励率の変更

産業集積促進条例に基づく奨励措置（STEP50）概要

工場・研究所立地（新設・増設・既存事業所活用）に要した費用に対する奨励金制度

要件

①立地エリア

- ・工業専用地域
- ・工業地域
- ・準工業地域、非線引地域で0.5ha以上の一団の土地
- ・市長が特別に指定するエリア

②業種

- ・製造業
- ・情報通信業
- ・自然科学研究所

③最低投資額

- ・中小企業：1億円以上
- ・大企業：10億円以上

④投資対象

- ・工場や研究開発拠点機能に対する投資・立地計画

補助メニュー

最大で40%の奨励金の交付（最大10億円） 税の軽減や正規雇用に対する奨励措置も併用可能

※奨励金は操業開始後10か年に分割して交付

【買主側に対する奨励措置】

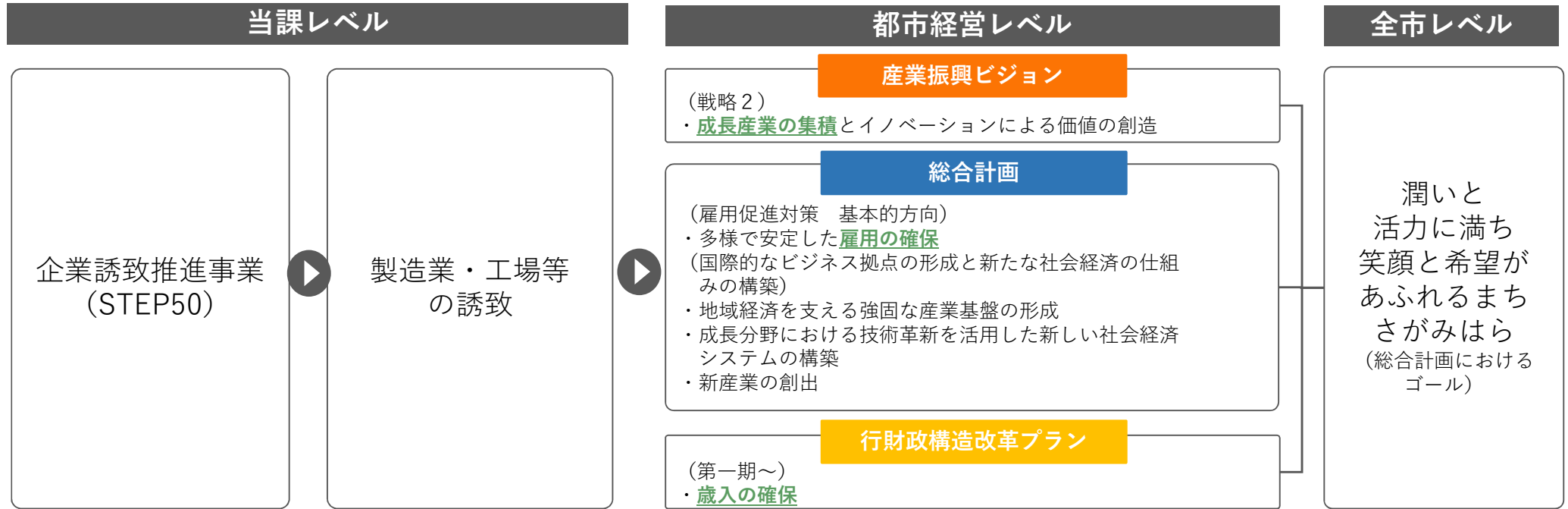
- ✓ 工場等の立地に要した費用の**10%～40%**を補助
 - ⇒リーディング産業（ロボット・航空宇宙）は**20%**
 - ⇒工場等と共に本社機能を市内に移転すると**10%**
 - ⇒市内に工場等の無い企業の初進出で**10%**
 - ⇒市内で30年以上工場を操業する会社は**10%**
- ✓ 市内の建設会社への発注で、家屋に係る工事請負契約額の**3%を上乗せ**（市内企業活用奨励金）
- ✓ 対象となる工場等で新たに雇用する正社員×人数分の奨励金（雇用奨励金）
⇒**男性50万円、女性70万円** ※氷河期世代の方は60万円を上乗せ
- ✓ 対象となる工場等の**固定資産税・都市計画税を5年間1/2**（不均一課税）

【土地所有者・売主側に対する奨励措置】

- ✓ 1,000㎡以上の工業系用地を製造業へ売却した場合に、対象用地の固定資産税相当額の奨励措置（工業用地継承奨励金）
- ✓ 工業系の地区計画を定めた場合、地区計画区域内の土地に係る固定資産税・都市計画税の1/2相当額を5年間交付（工業保全地区奨励金）

産業集積促進条例（以下、条例）に基づく企業誘致、STEP50の意義・位置づけ

STEP50は一定規模の投資を行う工場等の立地を支援・誘致するための奨励制度。**成長産業集積や雇用の確保、税収増（法人市民税・事業所税・固定資産税）による歳入確保等、都市経営レベルの目的にも直接的に寄与する**



成長産業（ロボット・航空宇宙）の集積

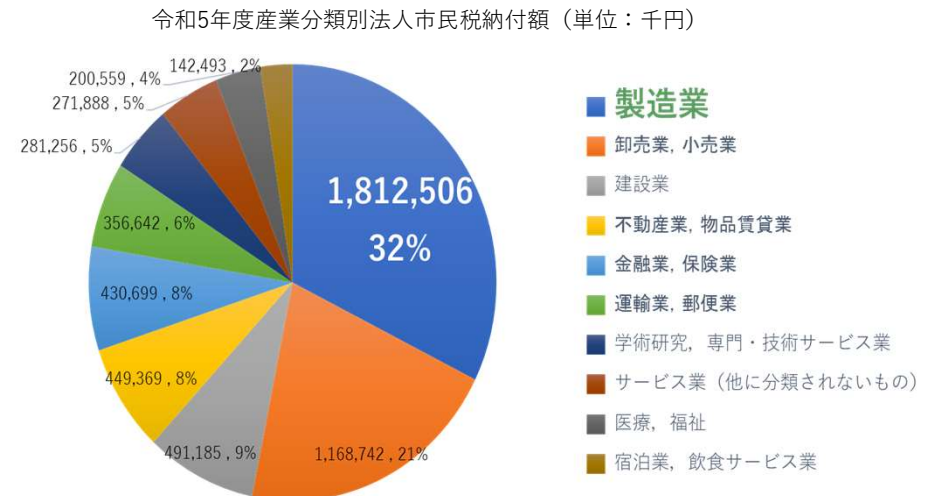
雇用の確保

歳入の確保（税収効果）

例)

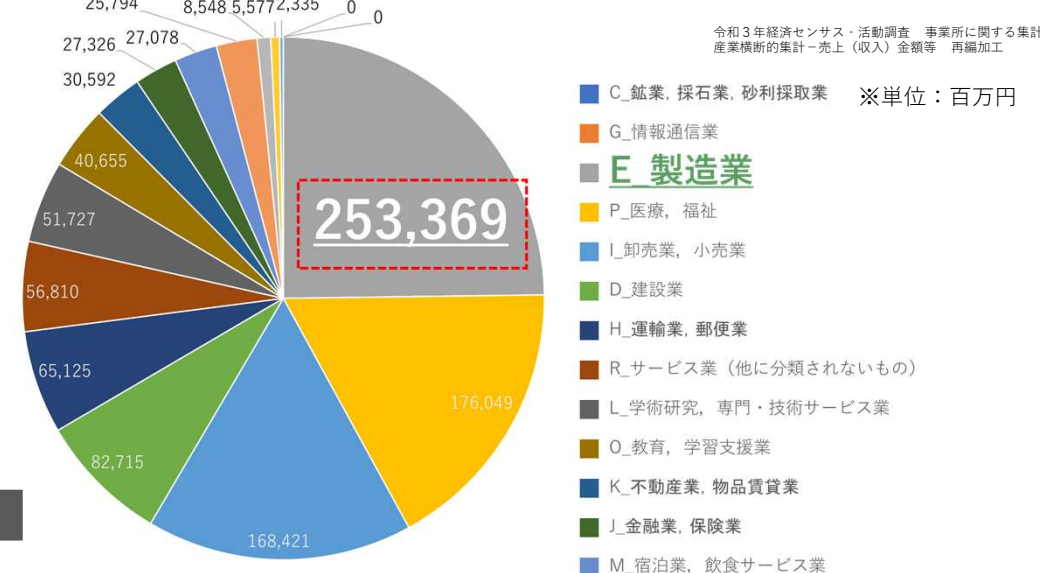
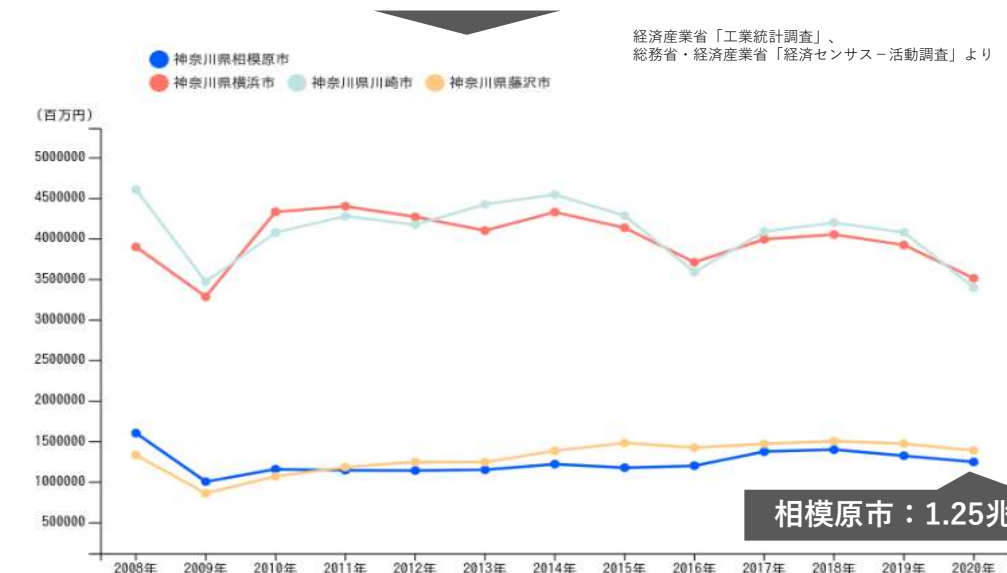
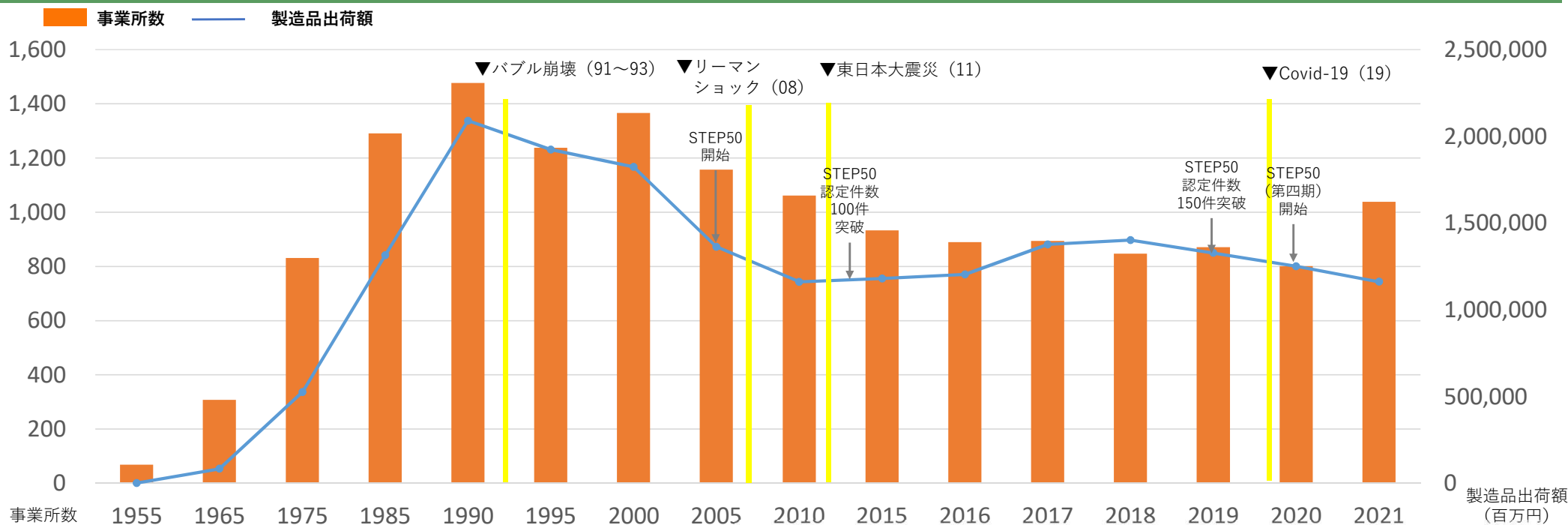
- ・アルトリスト株式会社
- ・愛知産業株式会社
- ・日本サーモニクス株式会社
- ・三菱電機株式会社

雇用奨励金 対象人数	STEP50認定企業 雇用者数	
	正社員数	パート
合計	7,843名	5,206名
235名	7,843名	5,206名



相模原市の基盤産業と製造業誘致の背景

「工場誘致条例」を契機に製造業が集積。相模原市の製造品出荷額は県内第四位に位置し、付加価値額も製造業が最も高い。製造業により形成された産業基盤の維持・発展や雇用創出促進には、継続的な製造業誘致が不可欠



✓ 製造品出荷額は横浜市、川崎市、藤沢市に次ぐ第四位

✓ 付加価値額は市内全産業中製造業が最も高く、約2,533億円

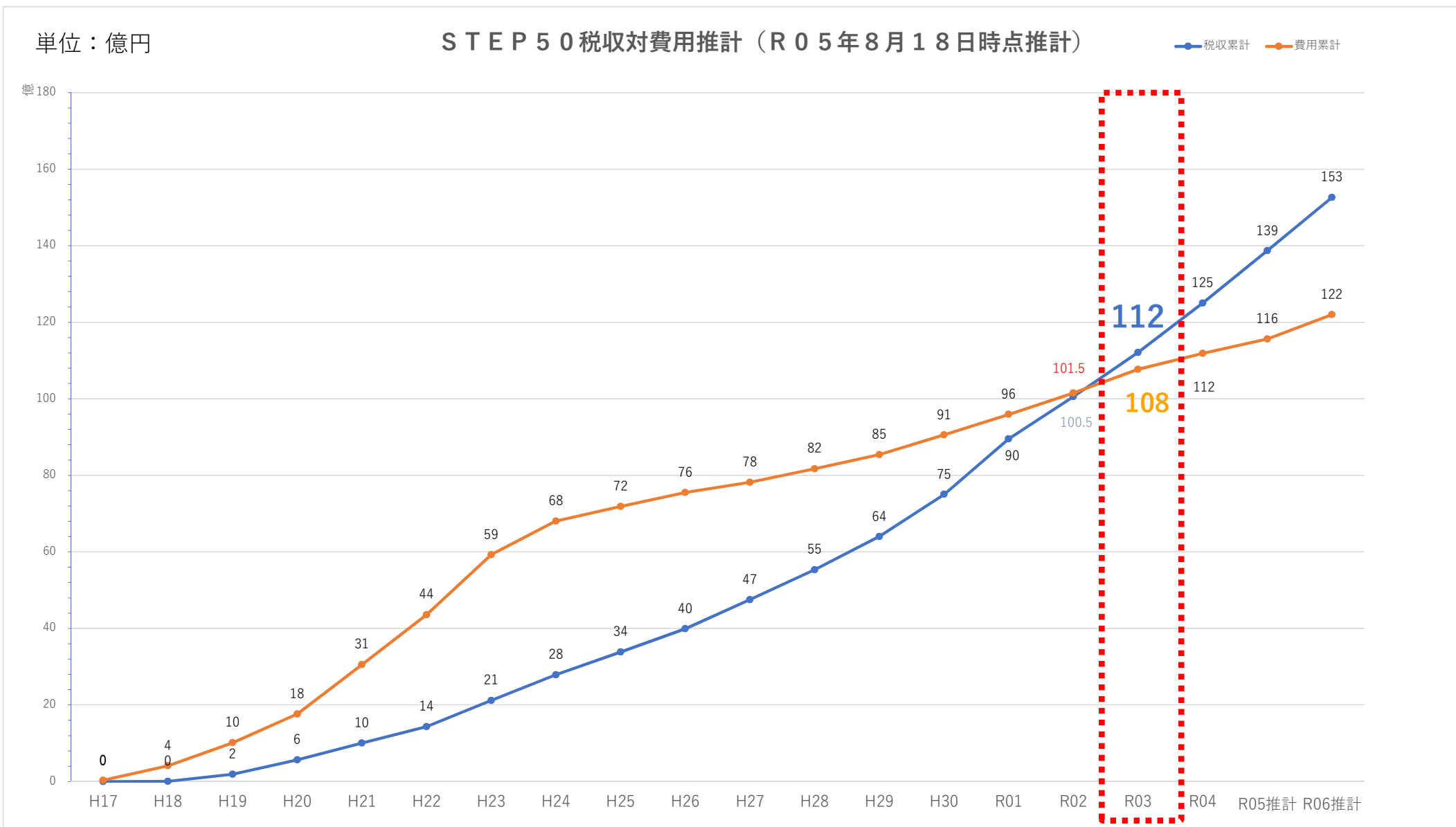
条例制定とこれまでの改正経過

R6.6時点の第1期～第4期までの**合計認定件数は178件、総投資額は2,006億円**にのぼる
 第三期からは「リーディング産業」を設定し、戦略的な企業誘致を推進

時期	テーマ	実績
平成17年 (2005年) 10月	第1期STEP50制定 【 バブル経済崩壊後の産業の空洞化対策 】	<ul style="list-style-type: none"> 認定件数：87件 企業からの総投資額：1,210.3億円
平成22年 (2010年) 4月	第2期STEP50へ一部条例改正 【 「選択と集中」をキーワードに改正、4拠点への企業誘致へ 】 <ul style="list-style-type: none"> リーマンショックによる急激な景気悪化への対策 対象地域を「新たな都市づくりの拠点※」へ限定 雇用奨励金制度の開始 <small>※川尻・大島界地域、金原地区、当麻地区、麻溝台・新磯野地区</small>	<ul style="list-style-type: none"> 認定件数：22件 企業からの総投資額：198.7億円
平成27年 (2015年) 4月	第3期STEP50へ一部条例改正 【 リーディング産業に焦点を当てた戦略的な企業誘致へ 】 <ul style="list-style-type: none"> 対象地域を全市域へ拡大 リーディング産業※の誘致に加え、本社の誘致、市内企業の活用促進を図る <small>※本市経済を牽引し「強固な産業集積基盤の形成」を推し進める産業。 航空宇宙、再生可能エネルギー、環境、ロボット、医療、介護、健康、食品加工、自動車 電気、電子、精密機械、金属製品の13産業を指定</small>	<ul style="list-style-type: none"> 認定件数：47件 企業からの総投資額：421.5億円
平成29年 (2017年) 4月	第3期STEP50へ一部条例改正 【 「国際的なロボットビジネスの拠点＝相模原」の確立へ 】 <ul style="list-style-type: none"> 「ロボット関連産業」を重点リーディング産業とし、インセンティブを強化 経済のグローバル化など社会経済情勢の変化に要件を対応 	
令和2年 (2020年) 4月	第4期STEP50へ一部条例改正 【 リーディング産業の更なる集積と新たなプレイヤーの誘致 】 <ul style="list-style-type: none"> 「ロボット・航空宇宙関連産業」へのインセンティブを強化 市外から市内へ初めて立地する企業へのインセンティブを強化 	<ul style="list-style-type: none"> 認定件数：22件 企業からの総投資額：176.1億円

STEP50の費用対効果実績

令和3年度から、認定企業への奨励金等（立地等奨励金＋固定資産税軽減額）＝費用を認定企業による推計税収（法人市民税＋事業所税＋固定資産税＋個人市民税）＝効果が上回る



※対象はSTEP50認定企業のみ

第4期STEP50における主な活動と認定実績 ※継承奨励金案件はカウント対象外

市内外企業等への訪問を始め、様々な機会を通じて事業PRを実施。産業用地が不足する状況下で、**市外企業やリーディング産業該当企業の移転・立地検討情報をキャッチし、着実な立地支援を実現**

実績等/年度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (見込) (2024)
立地相談件数	36件	58件	44件	21件	未定
認定実績	1件	4件	9件	4件	4件 (R6.7月時点)
うち市内	0件	3件	8件	3件	3件
うち市外	1件	1件	1件	1件	1件
主なトピック	<ul style="list-style-type: none"> ・市外外資系企業の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット企業の誘致 ・推計税収が奨励金額を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の誘致 ※工場・研究所・本社の全面移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の誘致 ・ロボット企業の新規認定 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社の誘致 ※工場・本社の全面移転
	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社裕源 	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> ・アルトリスト株式会社 	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社エリオニクス 	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽工業株式会社 	立地企業例 <ul style="list-style-type: none"> ・京王重機整備株式会社 ・東京特殊車体株式会社

STEP50条例改正に向けた課題の整理と対応の方向性

項目	補足	課題	今後の検討の方向性
リーディング産業（ロボット・航空宇宙）の立地支援・誘致	ロボットは6件、航空宇宙は1件と、一定の立地支援・誘致は実現したものの、更なる集積が必要（リーディング産業に設定した第三期・第四期合計）	・更なるリーディング産業誘致の必要性	・市場規模の拡大を踏まえたロボット・航空宇宙産業のリーディング産業への位置づけの継続
		・STEP50の制度がマッチしない層に対する、STEP50以外のアプローチの実施	・アクセラレーションプログラムやイノベーション創出促進事業と連携した誘致活動
産業用地の状況	産業用地が不足しており、多くの立地相談があるものの、機会損失が発生 大規模な産業用地の非製造業による利用転換	・オフィス等の不足と、業務機能の立地	・STEP50以外による支援施策の検討
		・産業用地の創出	・庁内横断的な産業用地の創出検討
制度の事務運用	奨励金支払い手続きの簡素化が必要	・インパクトが大きい、大規模製造業事業所移転・撤退後の製造業誘致	・大規模製造事業所の移転、撤退後の製造業立地を促す奨励措置の新設
		・奨励金支払手続時の支払証拠提出に係る事業者側負担	・奨励金額算定基準の固定資産税評価額への変更



STEP50の改正に向けたポイント

- ✓ リーディング産業の分野継続
- ✓ 大規模産業用地への製造業による立地を促す支援メニューの新設
- ✓ 奨励金算定方法と奨励率の変更

現在のSTEP50主要メニューと見直し内容の整理

✓ 投下資本額の固定資産税評価額への変更と、評価方法変更に伴う奨励率の変更
(奨励額を同程度にするための措置)

現行10%→変更後15%、現行20%→変更後30%

✓ 敷地面積30,000㎡以上の用地取得に係る立地に対する30%の奨励措置を追加

※①～④は合算(併用)可能。ただし最大60%、土地・建物の合計で10億円を上限

	要件	土地	建物
①	リーディング産業(ロボット・航空宇宙)	30%	30%
②	工場とともに本社が立地した場合	15%	15%
③	初めて市内に進出する企業の場合	15%	15%
④(新)	敷地面積30,000㎡以上の立地	30%	30%
⑤	新たな都市づくりの拠点への立地	15%	-
⑥	市内30年以上操業の企業等	-	15%

見直し

No.	単独適用/ ①～④の組み合わせ	①リーディング産業 (ロボット・航空宇宙)	②工場とともに 本社が立地した場合	③初めて市内に 進出する企業の場合	②工場とともに 本社が立地した場合 + ③初めて市内に 進出する企業の場合	④敷地面積30,000㎡ 以上の立地
-	単独適用	30%	15%	15%	30%	30%
①	リーディング産業 (ロボット・航空宇宙)	-	45%	45%	60%	60%
②	工場とともに 本社が立地した場合	45%	-	30%	-	45%
③	初めて市内に 進出する企業の場合	45%	30%	-	-	45%
④	敷地面積30,000㎡ 以上の立地	60%	45%	45%	60%	-

廃止

✓ 製造業に工業系用地を売却した場合、売却者への当該用地固定資産税相当額の奨励措置
(インセンティブとして機能しづらいため廃止)

事案調書(戦略会議)

審議日 令和6年10月23日

案件名	(仮称)相模原市子育て応援条例の制定について						
所管	子ども・若者未来	局区	部	子ども・若者政策	課	担当者	内線

事案概要	
<p>社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望を叶えることができ、社会に温かく見守られながら安心して子育てすることができる社会を実現するため、「(仮称)相模原市子育て応援条例」を制定する。</p>	

審議事項	<p>条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例文案(前文、目的、定義、基本理念、市の責務、市民等の役割等)
審議結果(政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。 ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。 ・市を挙げて子育て世代を応援する機運を高めることでシビックプライドの向上につながる。 					
	効果測定指標	子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合(現在、相模原市子ども・子育て会議で審議中)			施策番号	1・2	
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標	16%	26%	36%	46%	56%	67%

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9
実施内容		<p>市内調整</p>				
		<ul style="list-style-type: none"> ● 庁議(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 庁議(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 部会(子ども文教委員会) へ説明(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメント (12月中旬) ● 教育委員会に情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会提案(3月)
		<p>子ども・子育て会議への諮問・答申</p>				
		<p>社会福祉審議会への意見聴取</p>				
					<p>周知及び関連事業の実施</p>	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
事業費(費)		1,995	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		1,995	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		1,995	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養(事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工※	B								
必要人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○		○						
	10	11	12	13	14	15	16	17	
								○	
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
	パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月	議会への情報提供	部会	令和6年12月	
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
政策課		審議内容について説明済							
総務法制課		審議内容について説明済							
教育総務室		審議内容について説明済							
産業支援・雇用対策課		関連する内容について説明済							
人権男女共同参画課		関連する内容について説明済							
相模原市子ども・子育て支援事業推進会議(関係課長会議に相当)※		審議内容について説明済 令和6年3・4・5・6月の計4回実施							
調整会議		令和6年1月22日実施 条例の制定・検討体制・スケジュールについて審議し、原案を一部修正し、承認された。令和6年7月3日及び8月8日に実施。上記事項を審議し、原案を一部修正し、承認された。							
決定会議		令和6年8月14日及び10月16日に実施。上記事項を審議し、原案を一部修正し、承認された。							
関係課長会議		令和6年8月1日実施(政策課、総務法制課、財政課)。7月3日に行われた調整会議にて指摘された事項について資料を修正し、再度調整を行った。							
備考	※こども・若者支援課、保育課、子育て給付課、こども家庭課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター、児童相談所総務課、陽光園、高齢・障害者福祉課、高齢・障害者支援課、精神封建福祉センター、生活福祉課、健康増進課、学務課、学校教育課、青少年相談センター								

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(7/3)

【条例制定の背景について】

○(人事・給与課長)さがみはら子ども応援プランの成果指標について、平成30年の基準値から大幅に低下している原因は何か。

→(こども・若者政策課長)原因について分析しているが、明確な理由は分からない。コロナ禍における外出自粛などが大きく影響していると考ええる。

→(人事・給与課長)条例制定に合わせ、新たな施策を打ち出すという中で、神奈川県主催の事業にエントリーすることが新たな施策と言えるのか疑問が残る。また、「次期子ども・子育て支援事業計画」を3月末に策定することだが、条例に記されている「子育て世代応援計画」は別の計画となるのか。具体的な施策をどの計画でどのように位置付けるのか。

→(こども・若者政策課長)「子育て世代応援計画」を別の計画として策定するものではない。具体的な施策は「次期子ども・子育て支援事業計画」で位置付け、条例に資する事業であることを示していきたい。条例の表現については検討する。

→(人事・給与課長)「次期子ども・子育て支援事業計画」策定前に、条例を制定するのであれば、どのような施策を検討しているのか問われると考ええる。

○(緑区役所区政策課)説明資料5ページのアンケート結果について、結婚していない理由を複数回答可としていると考えるが、「結婚するにはまだ早い」「結婚する必要性を感じない」など、自分で主体的に結婚を選んでいない回答も上位を占めている中で、「めぐり会えない」だけを理由として条例を制定することに疑問が残る。

→(こども・若者政策課長)「めぐり会えない」を選択した人は、結婚を希望している人達であり、「いずれ結婚したい」と回答した人達も希望を持っている。この条例は、結婚を希望する人達を応援するものであるため、制定の背景として記している。結果として、希望しない人達が多いことも承知している。

→(緑区役所区政策課)特定の人達のために条例を制定するのか。理念条例に近いものであるが、全市民が享受し、子育てに繋がり、人口減社会に貢献するという遠因な部分はあると理解できるが、条例として制定する必要性が問われると考ええる。

【条例制定の目的、理由及び効果について】

○(総務法制課長)「こども基本法」や「こども大綱」がある中で、本市ならではの行政課題はどこにあるのかとともに、新たに条例として制定する理由について伺う。また、「子ども権利条例」にて、子育て家庭への支援が規定されているが、この条例との違いを確認したい。

→(こども・若者政策課長)さがみはら子ども応援プランでの成果指標である「子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合」の実績が低く、また、昨年度実施したアンケートでは「子どもを産み育てることを今の社会は十分に評価していると思うか。」に対して、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した方が5割から6割程度いる結果となり、課題であると捉えている。新たに制定する条例では、そのような方々や、これから結婚・子育てを希望する人達を応援していくことを目的とする。「子どもの権利条例」については、子どもを主体とした条例となっており、子ども目線での条例となっている。

→(総務法制課長)本市ならではの特化した課題という認識で良いのか。

→(こども・若者政策課長)特化した課題であるかどうかまでは把握できていない。本市として、そのような人達を応援することが重要であると考ええる。

→(総務法制課長)重要であることは承知している。なぜ重要なのか説明が必要である。そのためにも、課題を明確にし、どのような手段で解決していくのか、条例を制定する意味や理由を示していきたい。

→(こども・若者政策課担当課長)少子化対策は全国において取り組んでいる課題であり、自治体ごとに特色があり、条例もその1つである。本市でも「子育てするなら相模原」を打ち出している中で、子どもがいる世帯だけではなく、結婚したい・子育てしたいという希望も含めて、応援し施策に取り組むことがポイントとなっている。また、本市は大学卒業を機に転出する若者が多くいるため、条例を制定し結婚を望むものを支援することで、転出抑制やシティブロモーションにもつながるものと考ええる。

○(人事・給与課長)子ども・子育て会議の意見にもあったが、条例名にある「エール」という言葉について、説明では「応援」という言葉を使っているのに、「エール」にこだわる意図はあるのか。

→(こども・若者政策課長)漢字で表記するよりカタカナを使用した方が、周知等を図っていく中でも目立つ言葉であると考ええる。

→(人事・給与課長)「エール」という言葉では、一方的な印象があり、市が支援していくイメージが湧いてこない。

【条例の構成・概要について】

○(総務法制課長)この案件については新規条例となるため、各条文の確認が必要である。条例(案)を参考資料としてではなく、各条文の内容が分かるよう、説明資料に追記していただきたい。

○(財政課長)各種施策との連携が図られた上で、この定義となっているのか。今後、計画を策定し様々な施策を展開していくということだが、計画の内容と定義が一致しているものなのか。

→(こども・若者政策課担当課長)子どもが18歳未満であることは一般的な定義であるが、若者を40歳未満としていることについては、こども大綱において若者が示され、自立できない引きこもりの方が増えてきた背景も踏まえ、支援の対象に含めた経過がある。

→(財政課長)施策と連動させていくということで良いか。

→(こども・若者政策課長)そのとおりである。20代・30代を応援するものとなっている。

<p>つづき 調整会議の 主な議論 (7/3)</p>	<p>【条例における主体の整理について】 ○(総務法制課長)条例の定義について、子育て世代は「結婚又は子育てすることを希望する者及び現に子ども又は若者を監護する者」としている中で、若者は「18歳以上、40歳未満の者」としているが、例えば、39歳を監護している保護者も対象となるのか。 →(こども・若者政策課長)条例の対象となる。 →(経営監理課長)国の定義と同じであれば構わないが、条例名とイメージする定義が異なっている印象がある。また、一般的な認識とずれている部分があるため、広く市民の方が理解できる内容なのかという印象もある。 →(総務法制課長)めぐり会いがないことに対するマッチング事業や、収入が少ないことに対する経済的な支援など、そのようなことも条例に盛り込んでいくのではないかと。一方で、「めぐり会いがない」という部分は人権に配慮しなければならない事項であり、説明資料P11に記載されている「本市の少子化の実態について分析している中で、結婚した方はだいたい子どもを持つ傾向にある」は非常にデリケートな内容のため、表現に気をつけていただきたい。 →(こども・若者政策課長)表現については検討する。個人の価値観が前提にある中で、あくまでも希望する意思表示がある人達をしっかりと応援していくことはゆるがない部分である。 →(総務法制課長)結婚の定義である「婚姻及び互いを人生のパートナーとして協力し合いながら継続的に日常生活をともにし、又はすることを約した一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する2人の者の関係」は、パートナーシップ制度を示していると考えますが、パートナーの1人に子どもがいた場合、ファミリーシップ制度に関連してくる。本市として、まだ認めていない内容となるため、条例の制定にあたり、市民局と調整願いたい。 →(こども・若者政策課長)対象にしたいと考えるため、市民局と調整する。 ○(財政課長)説明資料8ページの主体の整理について、0歳から17歳の欄に「希望しない者」「監護していない」と記していることに違和感がある。 →(こども・若者政策課長)希望する人達だけを応援する趣旨を分かりやすくするための表現であったが修正する。</p> <p>【条例制定後の取組について】 ○(総務法制課長)条例制定後の取組について、具体的な施策として「神奈川県主催 恋カナ！プロジェクトへのエントリー」や「ストラップやシール等、応援する気持ちの見える化」だけでは足りないと思う。また、条例内に具体的な施策の記載がない。近年制定した条例では、責務とともに、具体的な仕組みや施策が謳われている。この条例においても具体的な内容を記載する必要があると考える。</p> <p>【制定までのスケジュールについて】 ○(経営監理課長)「次期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は何年か。 →(こども・若者政策課長)5年間となっている。 →(経営監理課長)計画期間中、記した事業は変わらないということなのか。社会情勢の変化に適宜対応できるのか。理屈を整理していただきたい。 →(こども・若者政策課長)基本的には変わらない。 →(経営監理課長)条例の施行日は1月、「次期子ども・子育て支援事業計画」の策定は3月末としているが、条例を1月に施行する理由について伺う。 →(こども・若者政策課長)条例の理念に基づいた施策を計画に反映させるためである。 →(経営監理課長)計画に定める施策は、令和7年度当初予算で要求するのか。 →(こども・若者政策課長)その考えでいる。 →(経営監理課長)計画に盛り込む施策の審議を並行して進めている中で、予算要求とスケジュールとの整合性が見えてこない。 →(こども・若者政策課長)本年度は、広報等に関する予算を確保している。今後、施策を検討する中で、補正予算での要求も検討している。</p> <p>【その他】 ○(政策課長)新規事業として何か打ち出すのであれば、8月までに庁議を完了させる必要がある。他の条例では、条例の制定とそれに伴う事業がセットで提案されている。条例制定に伴う具体的な施策で、課題とされている内容を解決することができるのか。もう少し取り組む項目を具体的に記載するべきである。また、先ほど「39歳を監護している保護者も対象とする」との説明があったが、現在検討している施策で課題を解決することができるのか。この条例が自立までを対象とするものでなければ、対象とすべきではないし、条例が何を目指しているのか明確になっていないため、このような議論になってしまう。児童福祉法でいう18歳未満の子ども育てる家族と、39歳未満の自立が難しい家族を、同じ条例で扱うということであるが、あきらかに必要な施策の展開が異なるため、対象とすることは構わないと考えるが、整理する必要があるのではないかと。 ○(政策課長)様々な意見等があったため、「本市にとっての条例制定の必要性とその課題の整理」「説明資料へ条文(案)を追記」「課題解決に向けた施策の記載。新規事業を実施するものがあれば、条例とセットにして付議」「答申を参考資料として添付」「ファミリーシップ制度について市民局との調整」をお願いしたい。なお、庁議の前に、関係課長打合せ会議を開催することが望ましいと考える。</p> <p><<継続審議とする。>></p>
---	--

<p>調整会議の 主な議論 (8/8)</p>	<p>【本市の現状と課題について】</p> <p>○(人事・給与課長)本市の現状と課題について、他市との比較を記載しているが、例えば、2015年以前のデータが一部無いことや、熊本市・大阪市・浜松市と比較している理由を明記するとわかりやすいと考える。</p> <p>○(政策課長)本市の現状と課題について、「子育て応援」としている中で、子育てに関する現状・課題ではなく、結婚に関する現状・課題が先に示されている。本課の少子化対策で提示している根拠なども加え、KPIを見据えた現状・課題の整理を行っていただきたい。</p> <p>【条例の概要について】</p> <p>○(財政課長)「9 計画」と「10 子育て世代への応援に関する施策」の構成順が逆ではないかと考える。また、計画は「市長は」となっており、「施策」は「市は」となっているため、改めて確認いただきたい。</p> <p>→(こども・若者政策課長)確認する。</p> <p>○(経営監理課長)「子育て世代」の定義に位置付けられている「結婚を希望する者たち」について、この定義を踏まえた上で条文全体を見ると疑問に感じる点がいくつかある。例えば、結婚を希望する者に対する施策は、次期計画に含めていくのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)次期計画に含めていく考えである。</p> <p>→(経営監理課長)国の法律において、結婚支援は想定されているのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)想定している。</p> <p>→(経営監理課長)議会の答弁において、結婚支援について何かしら述べているのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)「結婚は個人の自由な意思の下で行われるものであり、行政の直接的な関わり方は慎重に捉えるべきもの」と答弁した経過がある。</p> <p>→(経営監理課長)今回の条例に結婚を含めた経過について改めて伺う。</p> <p>→(こども・若者政策課長)子育てを希望する方の中には、これから子どもを持つことを考えている人もいれば、これから結婚を考える人もいるため、そのような方々も応援していきたいと考え、結婚を含めた。</p> <p>→(経営監理課長)例えば、未婚率が高い原因として、経済的な負担、市の支援策が不足している、雇用環境が整っていない等の原因が考えられるが、分析はできているのか。根拠を踏まえた上で条例を制定し、具体的な施策を実施することが紐づいていないとおかしい。そこが整理されていない中で、市民へ役割が伝わるのか。</p> <p>→(こども・若者政策課担当課長)結婚しない理由について、国の調査では「適当な相手にめぐりあわない」が最も多く、市のアンケート結果でも同様であった。理由は様々であると考えますが、今の若者の兆候であると捉えている。また、「めぐりあわない」ことに対する対応についても国で調査も行っており、「何もしていない」が最も多い回答だった。</p> <p>→(経営監理課長)この条例を結婚を希望する者の視点で見た時、非常に弱いと感じる。「結婚」は重要な要素であるが、言葉だけで濁しているように感じる。</p> <p>→(こども・若者政策課長)条例は、実際に子育てする人を応援することを主としており、その中で、結婚を希望する人や、これから子育てを希望する人も応援していくという形である。説明資料から見えづらい部分があるため整理する。</p> <p>→(経営監理課長)この条例が目指すところの目的は、子育て環境を充実させ、そのような社会が実現することで、結婚をして子どもを産み育てたいことにつながるのであれば、直接的に改善すべき点は結婚支援ではなく、子育て環境の改善を目指すべきでは。それとも、2つの取組を進めていくのか。</p> <p>→(こども・若者政策課担当課長)子育てする人達への支援が、これから子どもを持ちたいと思う方への影響があることは間違いなく、国もその点に注力し、少子化対策に取り組んできた。また、結婚は価値観に触る部分ではあるが、国が結婚支援に取り組むことについては、こども大綱、こども基本法、こども未来戦略の中でも明確にしている。</p> <p>→(経営監理課長)当初、条例名に「結婚」を入れていたが、除くことの是非について様々な課題と意見はあるが、条文内の定義の中でほかされていて、「結婚」が言葉として見えてこない。</p> <p>→(こども・若者政策課長)例えば、街中で赤ちゃんが泣いているときに冷たい目で見られたなど、先ずは、そういった方々を温かく見守る社会となるよう改善を図ってきたいが、それだけでは、前回の調整会議でも指摘があったよう、理念条例となり、課題解決にはつながらないため、1つの項目として結婚を希望する人を応援していくことも含めた。子育て世帯を社会全体で温かく見守り、生活の中で子育てする人の笑顔が溢れるような形にしていきたい。</p> <p>→(経営監理課長)そのような説明の中で、定義の中に「結婚を希望する者たち」を本当に含める必要があるのか。違う形で付記した方が市民にとってもわかりやすいのではないのか。</p> <p>→(こども・若者政策課担当課長)結婚について、政策として取り組むことは間違いのないことで、重要な要素である。しかし、結婚は価値観に触る部分のため、どう見せていくのか、どう伝えていくのか、施策として何をしなければならぬのか、バランスを取りながら進めていく必要があると考える。</p> <p>→(経営監理課長)わかりやすさと、何を指しているのか、一見してわかりづらい。定義以降の条文を見ても、「結婚」というところが読み取れない。また、「結婚を希望する者」と「子育てする者」が同等に読み取れない。定義として、「結婚」と「子育て」を一緒にしているからではないか。</p> <p>○(経営監理課長)定義について、やはり疑義を感じるため、改めて局内で検討いただきたい。また、結婚を希望する者への支援について、学び・育ちの施設等関係者の役割とは整合しないのではないかと考えるため、その他の役割も含め再度検討いただきたい。さらに、計画と子育て世代への応援に関する施策の条例への表記について、両方記載する必要があるのか、改めて確認いただきたい。</p> <p>→(こども・若者政策課長)確認し整理させていただく。</p>
---------------------------------	---

<p>つづき 調整会議の 主な議論 (8/8)</p>	<p>【条例制定後の取組について】 (財政課長)令和7年度から実施予定の事業について、予算要求の状況について伺う。 →(こども・若者政策課長)単年度要因での要求は行っていない。今回の庁議結果を踏まえ要求したいと考えるため、改めて相談させていただきたい。なお、現に子育て中の方への施策については、所管課において取り組んでいる事業であり、今回の条例と関連させることについて調整済である。 →(財政課長)気運醸成を図る事業については、今年度に取り組む事業という認識で良いか。 →(こども・若者政策課長)キャラクターカートの導入については検討段階であるが、他の事業については、条例施行後に実施する事業である。 ○(人事・給与課長)「(仮称)婚活「さがみはラブ」について、市内在住の男女を対象に、保育園での子育て疑似体験と一緒にレジャースポット等を周るようなイメージで良いのか。 →(こども・若者政策課長)そのとおりである。民間事業所でも同様の事業を実施している例はあるが、登録や参加等にそれなりの費用がかかる。本市独自の事業として展開していきたいと考える。 →(人事・給与課長)実施にあたり、参加者数や回数などに想定はあるのか。 →(こども・若者政策課長)30～40歳を対象に、男女で計20人以内、年3回の開催を想定している。 →(人事・給与課長)「出会い・結婚・移住定住促進事業」と記載しているが、「結婚」と「移住定住促進」を合わせることに違和感があるため、表現を検討いただきたい。 ○(中央区区政策課長)庁舎にキャラクターカートを導入することについて、具体的な場所は想定しているのか。 →(こども・若者政策課長)台数や設置場所等については検討中である。 →(財政課長)予算要求のタイミングと立て付けはどのように考えているのか。 →(政策課長)記載されている施策以外にも、例えば、庁内にベビーベットの設置するなど、様々な発想が出てくると考える。決定会議までに改めて方針を加えていただき、事業の具体的な内容は、関係課長打合せ会議等で整理し、予算要求に間に合わせる。また、施策の中には、少子化対策に関連するものもあるため、本課と調整していく。 ○(政策課長)見合婚、恋愛婚の推移について、結婚相談所等の民間事業所が作成したものか。 →(こども・若者政策課長)民間事業所ではなく、こども家庭庁の資料から抜粋したものである。 →(政策課長)この推移はどのような結果からとりまとめたものなのかわからない。例えば、アンケート結果をとりまとめたものなのか、何かしらの実績値から算出したものなのか。数値と説明内容の整合が図れているのか改めて確認いただきたい。 →(こども・若者政策課長)設問も含め確認する。 ○(シティプロモーション戦略課長)シティプロモーションブックの更新が、「現に子育て中の方への施策」に位置付けられているが、「子育てを楽しんでいる人の紹介」は気運醸成につながる取組と考える。 →(こども・若者政策課長)位置付けを変更する。</p> <p>【制定までのスケジュールについて】 ○(総務法制課長)パブリックコメントについて、他の案件では9月中旬から実施するものもあるが、この条例は10月からということでのよいのか。意見等への対応を踏まえると、9月から実施することが良いと考えるため、検討いただきたい。 また、「次期子育て・子ども支援事業計画」について、12月の部会で説明する中で、条例の議決は12月末になる予定である。次期計画は条例に基づくものではないということだが、部会での説明には留意いただきたい。 ○(経営監理課長)1月1日施行としているが、公布期間を設けなくてもよいのか。 →(総務法制課長)規制やルールを設けているものではないため、1月1日施行と考える。</p> <p>【諮問・答申について】 ○(総務法制課長)今回示している条例は、子ども・子育て会議の答申から内容がだいぶ変わっている。会議への説明予定について伺う。 →(こども・若者政策課長)8月19日(月)に会議が開催されるため、変更点も含め、丁寧な説明を行っていく。</p> <p><<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>></p>
---	---

<p>決定会議の 主な議論 (8/14)</p>	<p>【条例の概要について】</p> <p>○(総合政策・地方創生担当部長)子どもの定義について、次期計画の対象者は「高校3年生まで」と認識しているが、条例は「18歳未満の者」となっている。子ども・子育て支援法は、高校生までを対象としているため、年齢で区切ることには違和感がある。</p> <p>→(こども・若者政策課長)子どもの定義については、これまでの検討の中で、成人未満に定めた方が子育て世代への応援に結び付くと考え、わかりやすい表現として考えたものである。</p> <p>→(総合政策・地方創生担当部長)既に条例を制定している他市も同様の扱いか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)他市の条例については、本市の権利条例に近い内容となっており、18歳未満となっている。</p> <p>→(総合政策・地方創生担当部長)子育て支援と言った場合、高校生も含まれるのではないか。定義を子ども・子育て支援法に合わせる方がよいと考える。</p> <p>→(財政局長)小児医療については、高校3年生までを対象としている。同じ理念にしないと整合が図れないのではないか。条例の対象者を18歳到達までの3月31日までとするものではないのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)高校生も対象とする考えである。定義については改めて検討する。</p> <p>○(総務法制課長)子育て世代の定義について、調整会議時は、「結婚又は子育てすることを希望する者」が含まれていたが、事業者や施設管理者が結婚を応援することに違和感があるとの議論があり、削除されたことについては承知した。一方で「子育てすることを希望する者」を削除されたが、説明にもあった「不妊治療時の休暇や出産時の立会休暇が取得しやすくなる」や、「マタニティマークを付けている方へ席を譲る」なども応援の対象にしていくと考えているのであれば、「子育てすることを希望する者」を子育て世代の定義に含めてもよいのではないか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)そのような内容も条例の対象に含める予定である。定義を修正する。</p> <p>→(財政局長)表現には注意が必要であるが、「子育てすることを希望する者」を定義に追記することで、「結婚を希望する者」もその枠内で捉えることができるのではないか。</p> <p>→(総務局長)「結婚してから子育てする」という流れ以外の人もいるため、限定的な表現にならないようにすべきである。</p> <p>○(総務法制課長)基本理念について、調整会議時は「(3)誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、結婚や子育ての在り方や価値観の多様性を認め、尊重することを旨として実施することとします。」とし、ジェンダーアイデンティティに関する内容が記載されていたが、今回削除されている。どのような経過があったのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)憲法上の「婚姻」は男女と定められており、条例がその内容を超越する書きぶりで位置付けることは難しいと考え削除した。しかし、一人ひとりの価値観を大事にしていかなければならないと考え、表現を変更したものである。</p> <p>→(総務法制課長)この部分については、非常に重要な内容である。調整会議時は、元々の記載内容で承認したものであり、違う形で提案されることはいかがなものかと考える。</p> <p>→(総務局長)考え方を変えず、表現を修正したということか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)定義等については、調整会議時に様々なご意見をいただき、子育て世代の定義を整理していく中で表現を改めた。</p> <p>→(市長公室長)端的に捉えると「多様性」という表現を削除したということか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)条文を「個人の意思を尊重する」という表現に改め、全ての意味を含ませた。1人ひとりの考え方を尊重していくことを前提に、様々な取組を進めていく。</p> <p>→(市長公室長)「結婚や子育ての在り方や価値観の多様性を認め」という部分を、憲法の表現に近い「個人の意思を尊重する」という表現へ変更したことについて、理由を確認したい。</p> <p>→(こども・若者政策課長)子育て世代への応援を、価値観や多様性を踏まえた形で行うこととしていたが、「多様性を認め」と直接的に表現してしまうと、調整会議で議論となった「ファミリーシップ制度」との整理が必要となり、結論として、結婚を希望していない者に対する配慮という意味を含め「個人の意思を尊重する」という書きぶりに留めた。</p> <p>→(市長公室長)ジェンダーアイデンティティや性的思考に基づく結婚を認めるかどうか、大きな焦点になるのではないか。変更前の条文でもよかったのではないか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)「ファミリーシップ制度を認める」と同じ抵触が起きるのではないかと懸念があり、今回の表現に改めた。</p> <p>→(総務局長)そのような人達の希望にも沿って取り組むものではないのか。</p> <p>→(こども・若者政策課長)パートナーシップで子どもを持つ方も、子育てのみを希望する方も応援していく考えである。ただし、条例の中で、価値観に触れる部分を直接表現することは難しいと考え、表現を改めた。</p> <p>→(市長公室長)市民局との調整結果について何う。</p> <p>→(こども・若者政策課長)意見等を伺ったが、局内の判断で現在の表現とした。</p>
----------------------------------	---

<p>つづき 決定会議の 主な議論 (8/14)</p>	<p>【条例制定後の取組について】</p> <p>○(市長公室長)令和6年1月1日に条例を施行する理由について伺う。 →(こども・若者政策課長)令和6年3月に「次期子ども・子育て支援事業計画」の策定を予定しており、条例に紐づく事業を掲載することから、1月1日の施行を目指している。 →(総務局長)令和7年度に取り組む施策について、当初予算の考え方はどのようになるのか。 →(こども・若者政策課長)庁議結果を踏まえ、今後、財政課と調整を進める予定である。 →(総務局長)様々な施策を検討している中で、1月1日に条例を施行するのであれば、令和6年度内に予算が反映されていないことは不自然であると考え。そのことに対して答えがないようであれば、早急に調整を進めるべきである。また、子育て施策は庁内横断的に取り組んでいるものと認識しているが、条例の推進体制は、既存の会議体を活用するのか、それとも別の会議体を設置するのか。 →(こども・若者政策課長)既に会議体があり、そこで進行管理を行う予定である。 →(総務局長)最近、不妊治療を受ける方が増加していると聞く。医療面に対する支援等について、考え方で触れられていないが、経済的負担の軽減として、子どもが生まれるまでの支援は含まれているものなのか。条例の施行により、期待値が高まるのではないかと。 →(こども・若者政策課長)市の責務として、具体的な施策をこれから詰めていくが、検討していく上での1つの材料であると捉えている。また、不妊治療については、現在保険適用となっており、それ以上の支援は、別の議論が必要である。 →(総務局長)条例を提案した場合、具体的な施策について整理が必要である。事業の拡充なのか、新しい取組なのか、継続なのか、事業全体として、こども・若者未来局以外の要素も含める必要があるのではないかと考える。</p> <p>○(財政局長)条例の施行に合わせた補正予算は要求しないのか。条例の理念に基づき、前出しして取り組むべき施策は整理されているのか。 →(こども・若者政策課長)まだ整理ができていない。 →(財政局長)補正予算についてはタイトなスケジュールとなる。1月1日の施行を目指すのであれば、推進体制を活用し、こども・若者未来局だけ判断するのではなく、他局の意見も踏まえることが必要ではないかと考える。 →(財政局長)説明資料P19は子育て世代への施策であるが、P24は結婚を希望する者への施策という理解でよいか。 →(こども・若者政策課長)そのとおりである。 →(財政局長)結婚を希望する者への施策は現計予算か。 →(こども・若者政策課長)「(仮称)婚活！さがみはラブ」については、条例制定後、新たな取組として立ち上げる施策であるが、詳細な内容についてこれから検討する。 →(財政局長)金額が記載されているものとされていないものがあり、規模感が掴めない。 →(こども・若者政策課長)個々の事業費の算出はこれからである。 →(財政局長)条例名については、この名称という理解でよいか。 →(こども・若者政策課長)調整会議から名称を変更しており、市長等へ改めて報告し確認する。</p> <p>【制定までのスケジュールについて】</p> <p>○(財政局長)次期計画のパブリックコメントはいつ頃を予定しているのか。 →(こども・若者政策課長)次期計画は、12月の部会で説明し、その直後にパブリックコメントを予定している。 →(財政局長)例えば、条例を同時期に実施することはできないのか。 →(こども・若者政策課長)条例の施行を4月とすれば、同時期に実施することは可能である。 →(市長公室長)次期計画は庁議に諮るのか。 →(こども・若者政策課長)10月頃に諮る予定である。 →(総務局長)条例と次期計画がどのように関連するのか不透明である。今の状況では未調整な部分が多々あり、今後予定される部会等での説明に対応できる熟度になっていないのではないかと考える。</p> <p>【諮問・答申について】</p> <p>○(総合政策・地方創生担当部長)答申の内容から大幅に変わっているが、ジェンダーについて意見はあったのか。 →(こども・若者政策課長)審議会からジェンダーに関する意見が出ており、「多様性や個人の価値観があるため、そのことも考えながら検討していただきたい」との答申をいただいた。庁内での調整により表現等を変更することがある旨を事前にお伝えしているが、今月審議会が予定されているため、経緯等を丁寧に説明していく。</p> <p><<継続審議とする。>></p>
---	--

<p>決定会議の 主な議論 (10/16)</p>	<p>【条例の概要について】 ○(総合政策・地方創生担当部長)「子育て世代」の定義について、「子育てすることを希望する者たち」と「現に子どもを監護する者たち」と表現を使い分ける理由はあるのか。言い回しを合わせるのであれば、「現に子どもを監護する者たち」を「子育てしている者たち」という表現でも良いと考える。 →(こども・若者政策課長)表現については改めて検討する。 →(総合政策・地方創生担当部長)基本理念「2(2)市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が連携するとともに、その取組について関心と理解を深め、社会全体で推進することとします。」について、誰に対して関心と理解を深め、何を社会全体で推進することとしているのか。 →(こども・若者政策課長)条文に記載のとおり「市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者」を対象とし、子育て世代を見守ることを社会全体で推進するものである。 →(総合政策・地方創生担当部長)市も対象なのか。 →(こども・若者政策課長)責務はあるが、関心と理解を深める対象ではない。 →(総合政策・地方創生担当部長)「子育て世代」には「希望する者たち」も含まれているが、例えば、市の責務の条文において、「希望する者たち」も対象としている中で、「子育て世代への応援」「希望する者たちへの支援」と言い回しを変えているが、表現が正しいのか再度確認いただきたい →(こども・若者政策課長)確認させていただく。</p> <p><<原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の結果を踏まえ、資料を一部修正すること。>></p>
-----------------------------------	---

（仮称）相模原市子育て応援条例の制定について

こども・若者未来局 こども・若者政策課

1. 本市の現状

本市の子育て世代が感じる社会の現状（本市アンケート調査結果）

項目	平成30年	令和5年	
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合	25.8%	16.0%	社会に温かく見守られていると感じる割合は16%
相模原市は子どもを育てやすいまちだと思ふ市民の割合	38.2%	43.2%	子育てしやすいまちだと思ふ割合は4割

※ニーズに合わせて利用できる保育の種類に満足している保護者の割合(R5年度:88.1%)

<令和2年>

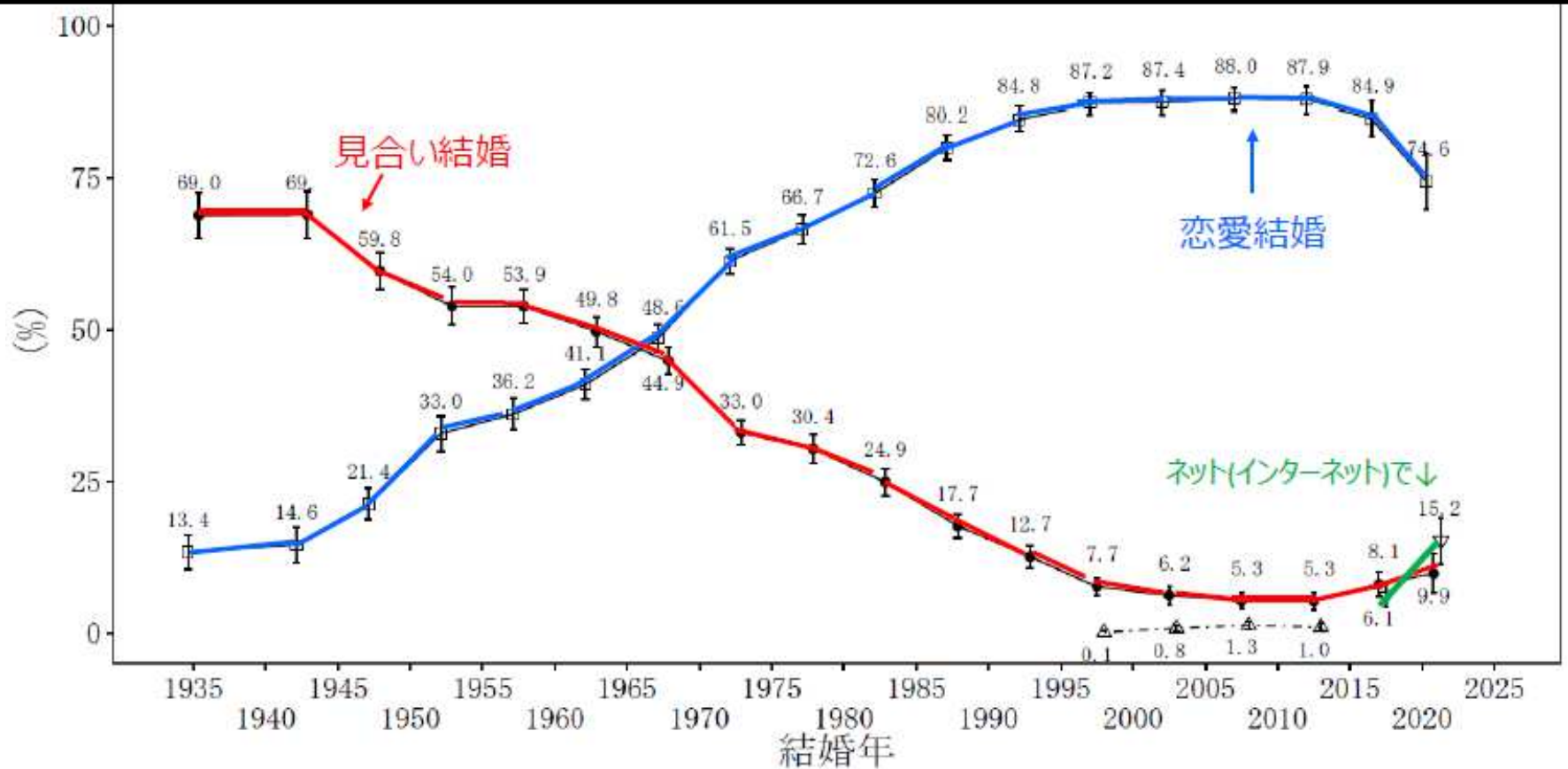
項目	本市	全国	政令市	本市の政令市における順位
合計特殊出生率	1.23	1.33	1.30	15位の低さ
有配偶者出生率 <small>※15歳～49歳の結婚している女性1,000人に対する出生した子どもの数の割合</small>	65.2	70.3	71.0	18位の低さ
婚姻率 <small>※人口1000人あたりの婚姻件数</small>	4.1	4.3	4.7	18位の低さ
男性（25～39歳）の未婚率	53.3	50.7	49.7	2位の高さ

出典：内閣官房「地域少子化・働き方指標」ほか

【参考】こども家庭庁資料（見合婚、恋愛婚の推移）

こどもまんが
こども家庭庁 見合婚、恋愛婚の推移

恋愛結婚は減少。マッチングなどネットの利用、結婚相談所などによる見合いの増加傾向



注1：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査 結果の概要」（2022年）

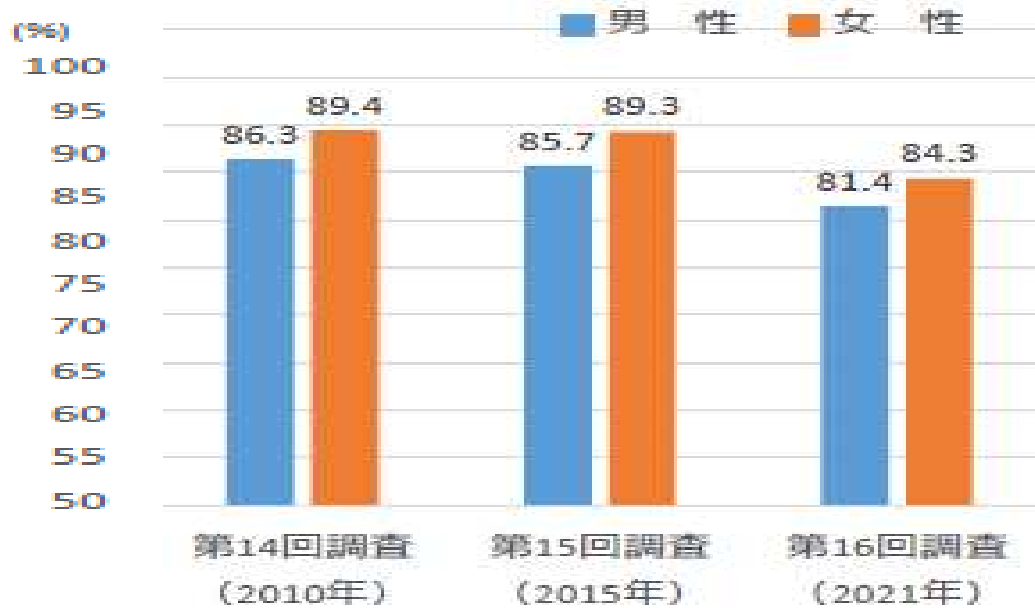
注2：「ネットで」は第16回における新規の選択肢（「上記以外で」ネット（インターネット）で）。

回答欄の注に「SNS、ウェブサイト、アプリ等によるやりとりがきっかけで知り合った場合をさします。」と記載。

【参考】結婚に対する意識（こども家庭庁、本市）

こども家庭庁 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合

- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者（18歳～34歳）の割合は、9割程度で安定的に推移してきたが、最新の調査では、**未婚男性は81.4%、未婚女性は84.3%**となった。



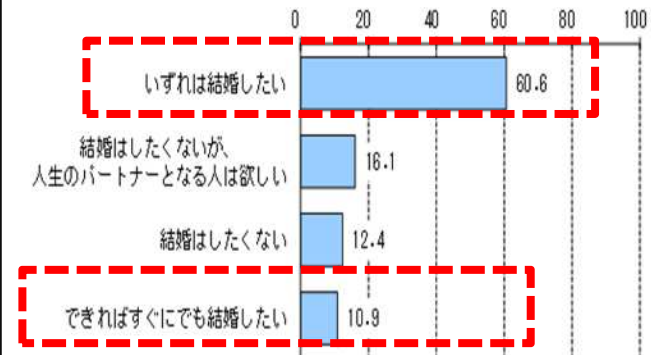
出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」
（1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない）について、1を回答した割合

【相模原市】

調査対象：令和5年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える方

【質問】「結婚」についてどのようにお考えですか。（結婚していない人が回答対象）

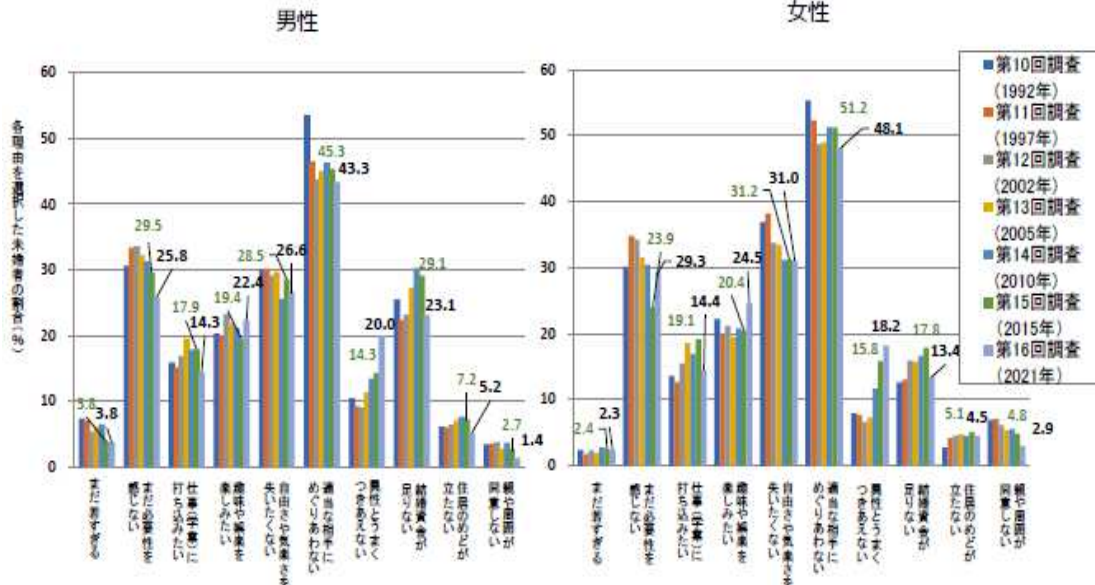


「結婚」についての考えについて、**結婚をしたい割合は71.5%**

【参考】若者が結婚しない理由（こども家庭庁、本市）



若者が結婚しない理由



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）
 ※対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（3つまで選択可）としてあげているかを示す。
 グラフ上の数値は第16回調査の結果。

25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねてみると、「**適当な相手に巡り合わない**」が最も多い(男性43.3%、女性48.1%)。次いで「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。

【相模原市】

調査対象：令和5年度に20歳、25歳、30歳、35歳を迎える方

【質問】現在、結婚していないのはどうしてですか。
 （結婚していない人が回答対象）



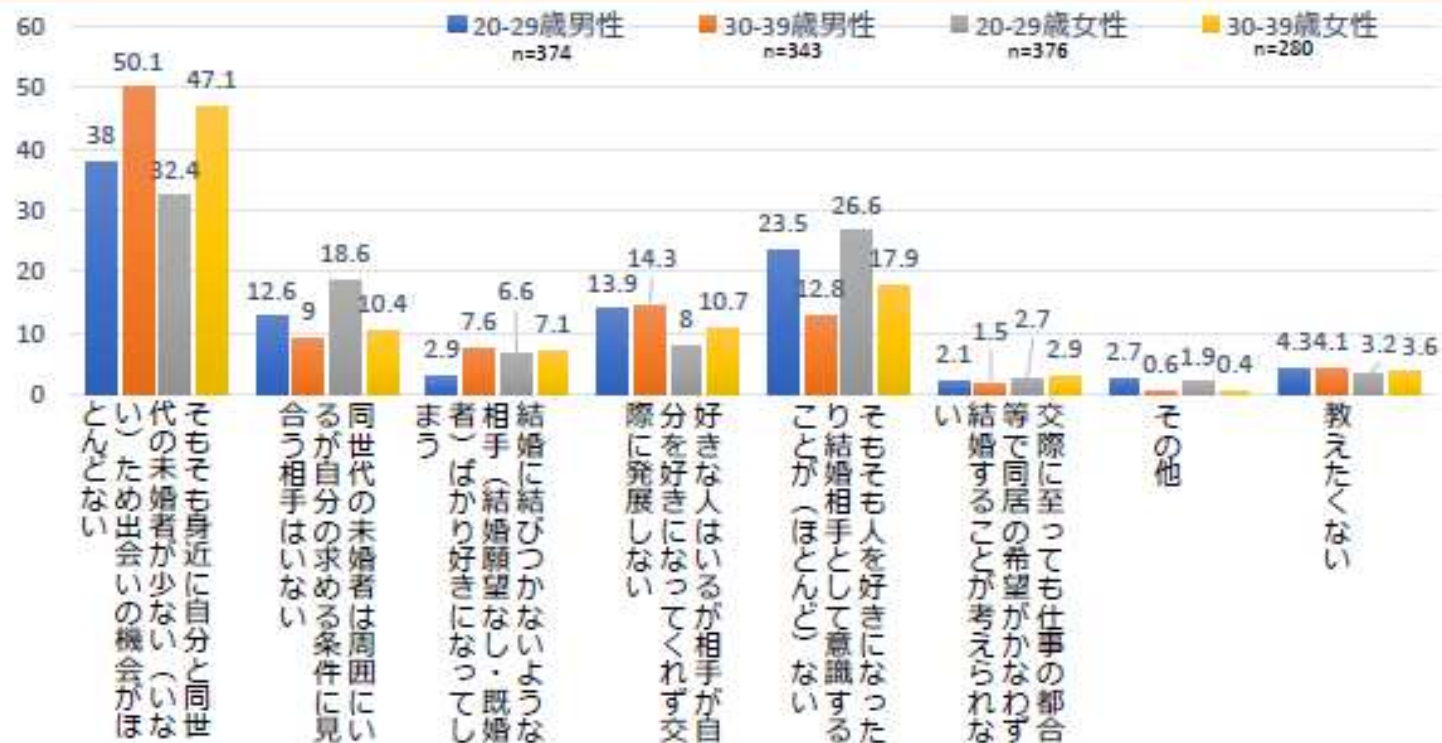
結婚をしていない理由について、「**適当な相手とめぐり会えないから**」が36.5%で最も多く、次いで「**収入が少ないから**」が32.8%となっている。

【参考】適当な相手にめぐり逢わない具体的内容（こども家庭庁）

こども家庭庁

適当な相手にめぐり合わない具体的内容（単一回答）

- 男女とも「そもそも身近に、自分と同世代の未婚者が少ない（いない）ため、出会いの機会がほとんどない」が最も高くなっている。
- 性別では、男性で「好きな人はいるが、相手が自分を好きになってくれず、交際に発展しない」が20～29歳で13.9%、30～39歳で14.3%と女性と比べて高くなっている。女性で「同世代の未婚者は周囲にいるが、自分が求める条件に見合う相手がいない」が20～29歳で18.6%、「結婚に結びつかないような相手（例：結婚願望のない未婚者や既婚者）ばかり好きになってしまう」が6.6%と男性と比べて高くなっている。年代別では、男女とも20～29歳で「そもそも人を好きになったり、結婚相手として意識することが（ほとんど）ない」が30～39歳と比べて高くなっている。

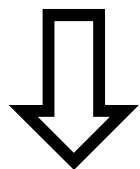


資料：平成30年度少子化対策に関する意識調査（内閣府）より

さらに「平成30年度少子化対策に関する意識調査（内閣府）」の「相手方を探すために起こした行動」に関する質問に対して、男女とも、「特に何も行動を起こしていない」が最も高くなっている。

2. 本市の課題

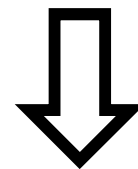
現在の子育て世代は
「子育てをしにくい」
と感じている



社会全体で子育て世代を応援する
気運醸成(子育て支援)が必要



本市においても、
少子化の主要要因の
一つが未婚化傾向



結婚や子育ての希望をかなえる
取組(結婚支援)が必要



3. 条例制定の背景

国の動向

- 令和5年4月1日にこども家庭庁が発足。同日、こども基本法が施行され、基本理念において、「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備する」ことが規定されている。
- こども大綱が令和5年12月22日に閣議決定され、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を進めること、こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していく旨が記載されている。
- こども家庭庁は、令和6年7月19日に「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」を立ち上げた。結婚相談所や大学生等を交えて議論する方針。検討会では、政府の新たな婚活支援策についても議論される見通し。2025年度の概算要求に「若者のライフデザインや出会いの支援」に関する予算を盛り込んだ。

条例の制定に伴う本市の表明

- 令和5年度の市長所信表明において、子育ての日々の不安と悩みに寄り添いながら、子育ての楽しさを感じてもらえるよう、子育て世代を応援するための条例の制定に向けて取り組むとともに、子育てを社会全体で支える取組を進める旨を表明している。
- 令和5年6月定例会議における代表質問において、市長は子育てをしている、またはこれから子どもを産みたい、育てたいという方々を応援し、子育てすることの楽しさを感じてもらえるような条例を制定する旨の答弁をしている。

子育て応援に関する他市の条例

- 全国： 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（令和2年改正）
厚木市子ども育成条例（平成24年）
南相馬市こども・子育て応援条例（令和4年）
大牟田市子ども・子育て応援条例（令和6年）
横浜市こども・子育て基本条例（令和6年。令和7年4月1日施行。）

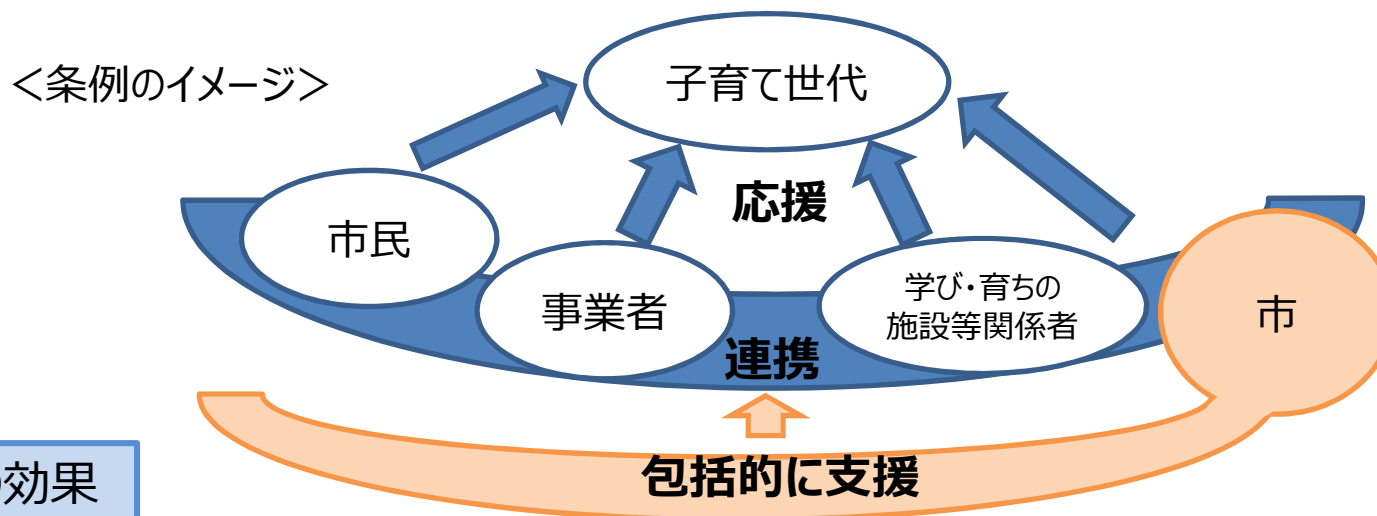
4. 条例制定の目的、理由及び効果について

条例制定の目的

これらの背景を踏まえ、社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人たちがその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てをすることができる社会を実現するため、「（仮称）相模原市子育て応援条例」（以下「条例」という。）を制定する。

条例で定める理由

条例本文において、市の果たすべき責務を明示するとともに、市民、事業者、学び・育ちの施設等関係者に施策への協力を求めるものであり、社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成することについて、市の強い意志を示すためである。



条例制定の効果

- ・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。
- ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。
- ・市を挙げて子育て世代を応援する気運を高めることでシビックプライドの向上につながる。

5. 条例の構成・概要

条例の趣旨

- ・経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増している
- ・安心して子育てができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められている
- ・社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指す

1 前文

子育て世代を取り巻く現代社会の現状、求められていること、安心して子育てをすることができる社会の実現を目指す

2 目的

社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成し、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指す

3 定義

子ども、子育て世代、市民等の定義を定める

4 基本理念

条例の基本理念

5 市の責務

施策の策定実施、各関係者への支援・調整、条例の周知・啓発を定める

6・7・8 市民・事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割

それぞれが担う子育て世代への応援などの役割等を定める

9 施策

子育て世代を応援するための施策を実施することを定める

6. 条例の概要

1 前文

すべての子どもは相模原市にとっての希望であり、未来を築く大切な存在です。結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子どもを育てる人が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことです。

経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさなど、子育て世代を取り巻く状況は厳しさを増しており、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められています。特に、緑あふれる豊かな自然と生活に便利な都市機能に恵まれた相模原市は子育てに適した環境があり、この強みを生かした支援を行うことが重要です。

私たちは、市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が共に子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

<解説>

前文では、子育てを取り巻く現状、条例制定の必要性など、条例の基本的な考え方を示しています。

第1段落では、子どものことを「相模原市にとっての希望」であり、「未来を築く大切な存在」と表現し、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子どもを育てる人として喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を創ることは、今の時代を生きる私たちにとって大事なことであり、取り組まなければならないことと表現しています。

第2段落では、近年の子育て世代を取り巻く環境について様々な問題が厳しさを増してきていることを述べ、安心して子育てをすることができる環境の実現に向けて、一人ひとりができることを行い、みんなで子育て世代を支えていくことが求められていることを述べています。

第3段落では、社会全体で子育て世代を応援する意識を育み、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、みんなに温かく見守られながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指して、この条例を制定することを述べています。

6. 条例の概要

2 目的

この条例は、子育て世代への応援について基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割を明らかにするとともに、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子どもを育てる人が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目的とします。

<解説>

この条例の目的を定めています。

ここでは、「子育て世代への応援についての基本理念」、「市の責務並びに市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者の役割」を定め、結婚や子育てを希望する人がその希望をかなえることができ、子どもを育てる人が喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会を実現することを目指すこととしています。

6. 条例の概要

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによります。

- (1)子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人をいいます。
- (2)子育て世代 子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちをいいます。
- (3)市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する人をいいます。
- (4)事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいいます。
- (5)学び・育ちの施設等関係者 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する市内の施設(以下「学び・育ちの施設等」といいます。)に関係する者及びこれらの施設以外において子どもの育ち、学び又は活動の支援に関係する者をいいます。

6. 条例の概要

3 定義

＜解説＞ ここでは、用語の定義を定めています。

第1号の「子ども」について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に定める子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)をいいます。

第2号の「子育て世代」について、子育てをすることを希望する人たち及び現に子育てをしている人たちとしています。

第3号の「市民」について、市内に居住、通勤、通学のいずれかを行う人としています。

第4号の「事業者」について、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体としています。

第5号の「学び・育ちの施設等関係者」について、児童福祉法第7条1項に規定されている児童福祉施設（保育所、認定こども園など）や学校基本法第1条に規定されている学校（幼稚園、小学校など）などの施設関係者や、これらの施設以外において子どもの育ち、学び又は活動の支援に関係する者などを包括的に含みます。

6. 条例の概要

4 基本理念

- 1 子育て世代の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め、これを尊重します。
- 2 子育て世代への応援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとします。
 - (1) 子育て世代が孤独・孤立の状態(孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第1条に規定する孤独・孤立の状態をいいます。)になることがないよう、社会全体で温かく見守り、支えることとします。
 - (2) 市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が相互に連携するとともに、子育て世代が温かく見守られながら安心して子育てをすることができる社会の実現に向けた取組を社会全体で推進することとします。

<解説>

ここでは、子育て世代への応援についての基本理念を定めています。

第1号では、結婚や子育てが個人の価値観や意思決定に関わる事項であることを前提に、例えばこれを望まない考え方も尊重することや、様々な結婚・子育てのあり方を認め、尊重することとしています。

第2号では、子育て世代が「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条」に規定する孤独・孤立の状態になることがないよう、社会全体で温かく見守り、支えることとしています。

また、子育て世代を社会全体で見守るために市、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者が連携し、取組を社会全体で推進することとしています。

6. 条例の概要

5 市の責務

市は、基本理念にのっとり、子育て世代及び結婚を希望する人への応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、及び実施しなければなりません。

2 市は、市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう必要な支援を包括的に展開していくとともに、相互の連携及び協働が図られるよう必要な調整を行うものとしします。

3 市は、この条例について、周知及び啓発を行うものとしします。

<解説>

ここでは、市が担っていく責務を定めています。

市は子育て世代を社会全体で応援していくうえで、条例の制定主体として子ども・子育て施策を行っていく責務を果たす必要があることから、市については「責務」を課しています。

第1項では、子育て世代及び結婚を希望する人への応援に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施するよう規定しています。

ただし、複雑な課題を抱え、より支援が必要となる場合には、市だけの対応では十分でない場合があるため、第2項で市は市民、事業者及び学び・育ちの施設等関係者などと連携し、協働が図られるよう必要な調整を行うことを規定しています。

この条例が目指すまちを実現していくには、より多くの人々に条例の基本理念を理解し、共感し、行動してもらうことが必要であるため、第3項では周知していくことを規定しています。

6. 条例の概要

6 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、子どもは地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育てを温かく見守り、すべての世代が共に子育て世代を応援するよう努めるものとします。

<解説>

子どもにとって、家庭や学び・育ちの施設等が重要であることはもちろんですが、市民もまた、子どもの成長と深い関わりを持っています。市民が子どもに関心を持ち、子育て世代を温かく見守ることは、親子ともに安心感をもたらし、健やかな成長につながっていきます。

そのため、市民一人ひとりが子どもは地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識の下、一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育てを温かく見守り、すべての世代が共に子育て世代を応援することが必要であることを規定しています。

6. 条例の概要

7 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するため、市が実施する子育て世代への応援に係る施策に協力するよう努めるものとします。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自ら雇用する労働者が仕事と子育ての両立を図ることができるよう必要な労働環境の整備に努めるものとします。

<解説>

事業者は、地域の中で事業を営んでおり、地域の一員として子育てを応援する能力や社会的役割があることから、第1項において子育て世代への応援に係る施策に協力するよう努めることを規定しています。

また、事業者は保護者が働きながらも子育てができる環境を提供する点で重要な役割を担っています。このため、第2項で柔軟な働き方が可能な仕組みを整えるとともに、仕組みが実際に活用できるよう職場内の子育て家庭への理解を促進していくよう規定しています。

6. 条例の概要

8 学び・育ちの施設等関係者の役割

学び・育ちの施設等関係者は、学び・育ちの施設等が子どもが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であることを認識し、子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたり関わりを意識し、保護者や地域と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものとします。

<解説>

学び・育ちの施設等は、総じて子どもが日常的に過ごす場であり、自分の家族以外の子ども等と生活する場でもあります。

そのため、様々な立場にある子どもが、それぞれ最大限に能力を伸ばすことができるよう施設等関係者は耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にしたり関わりを意識し、保護者や地域住民と連携しながら、心身ともに健やかに子どもが育つ環境づくりを進めるよう努めるものと規定しています。

6. 条例の概要

9 施策

市は、子育て世代及び結婚を希望する人を応援するため、次に掲げる施策を実施することとします。

- (1) 子育てをしやすいと感じられる環境づくりに係る施策
- (2) 子育てに悩む人への相談等支援に係る施策
- (3) 結婚や子育ての希望をかなえるための施策
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、子育て世代を応援するために必要な施策

<解説>

ここでは、本市の課題である「社会全体で子育て世代を応援する意識を育むこと(子育て支援)」と「結婚の希望を叶える取組(結婚支援)」を解決するための施策を列举しています。

第1号及び2号では、子育て世代を対象として「子育てしやすいと感じられる環境づくりに係る施策」や「子育てに悩む人への相談等支援に係る施策」を講じ、安心して子育てができるようにしています。

第3号では、結婚や子育てを希望する人を支援するため、「結婚や子育ての希望をかなえるための施策」を実施することとしています。

7. 制定までのスケジュール

- 推進体制：相模原市子ども・子育て支援事業推進会議
- 令和7年3月定例会議に提案し、令和7年4月1日施行とする。

	9月	10・11月	12月	令和7年 1～3月	4月～
条例	庁議		部会説明(12月) パブリックコメン ト	※別途子ども・若者に意見を聴く機会を設ける 3月議会 条例提案	条例施行 4月1 日
次期さがみはら 子ども応援プラン	子ども・子育て 会議 答申	庁議	部会説明(12月) パブリックコメン ト	計画策定(決裁)	

令和6年10月23日

1 相模原市産業集積促進条例の改正及び第五期STEP50の事業実施について

【環境経済局 創業支援・企業誘致推進課】

(1) 主な意見等

- (市長) 今回の提案を含め若手の職員中心に議論していただいていることを評価したい。事業実施により法人市民税が市の投資額を上回っているとのことだが、税情報のため厳密なデータではないとの注意書きがある。資料の正確性はいかがか。
 - (経済担当部長) 特定の法人1社ごとのデータを積み上げたものではないが、対象を積み上げたデータを基にしており、正確性は適切なものであると考えている。
 - (財政局長) 税部門では特定の法人ごとの金額としては出せないが、積み上げたデータを提供している。なお、税情報については地方税法に反しない範囲で共有しているものである。
- (市長) 企業誘致業務含め、東京事務所との連携はどのような状況か。
 - (経済担当部長) 創業支援・企業誘致推進課から東京事務所に異動した職員を中心に連携を図っている。
 - (創業支援・企業誘致推進課長) スタートアップ・ベンチャー企業が集まる都内でのイベント等で、本市の支援メニューや、アクセラレーションプログラムなどの取組PRを実施する他、他の政令市、関係自治体の企業誘致の状況等の情報共有をしている。
- (市長) 資料P3「市長が特別に指定するエリア」の指定実績はあるか。
 - (創業支援・企業誘致推進課長) 「S I A神奈川」、「オルガノ」の立地エリアの2か所が実績である。
- (市長) 資料P3「市内企業活用奨励金」の実績はいかがか。
 - (創業支援・企業誘致推進課長) 立地実績178件のうち36件の活用実績である。
- (市長) 比較的少ない印象である。市の立場として直接紹介はできないと思うが、どのようにアナウンスしているのか。
 - (創業支援・企業誘致推進課長) 奨励金の案内により積極的な活用を促すほか、大規模工事が可能な市内企業の間合せなどの際は、商工会議所を案内するなどしている。
- (市長) 市内企業を活用していただくことで雇用も税収も期待できるので是非推進していただきたい。
- (市長) 資料P5「製造品出荷額」が県内4位である理由は、「付加価値額」のデータとの関連は。
 - (経済担当部長) 上位の市には大企業の立地等の要因がある。付加価値額は、本市におけるデータである。
- (市長) 条例を5年に一度見直す理由は、第3期では途中見直しをしている理由は。
 - (経済担当部長) 期限付きの条例であり5年ごとに延長するつくりとなっている。
- (市長) 過去の改正における戦略的な誘致対象の見直しによる効果分析の内容は。
 - (経済担当部長) 第3期においては前半の2か年においては16件の立地であったが、ロボット関連産業を重点リーディング産業に加えた後半の3年間で31件の立地となるなどの効果があったと考えている。ただし、改正の結果であるとは言い切れない。
 - (創業支援・企業誘致推進課長) 改正後、ロボット関連産業として認定した企業は7件にとどまっているが、さがみはらロボットビジネス協議会などで市内の企業が連携して取り組む機運の醸成など、一定の効果が上がっていると考えている。
- (市長) 令和3年度に奨励金に対し認定企業における税収が上回ったとのことだが、将来的な予測はできているのか。
 - (経済担当部長) 認定企業における税収については、現在の立地傾向が継続するという前提の予測である。ただし、新たな立地企業への奨励内容と税収の見込みは不確定要素

である。

→ (創業支援・企業誘致推進課長) 示している推計は第4期までの実績を基にしているが、奨励内容は同等規模となるため、概ねお示しした資料のような推移となる想定である。なお、平成17年の制度開始直後は立地件数も多く、奨励金額も多額であったが、今後は税収の伸びが上回っていくものと考えている。

○ (市長) リーディング産業の立地について、航空宇宙関連産業1件という実績についての評価はいかがか。

→ (経済担当部長) 数字自体は多いとは考えていない。航空宇宙関連産業は成長産業であることから、積極的に誘致していきたいと考えている。

○ (市長) 産業用地の不足が誘致機会の損失に繋がっているとの分析だが、今後の事業用地(麻溝台・新磯野地区や補給廠跡地、橋本駅南口など)が生じることを見据え、見直しの必要性があるという考えか。

→ (経済担当部長) 今後も市内のものづくり産業が維持できるよう、インセンティブを設定していきたいと考えている。

○ (市長) 工業用地、準工業用地について、経済担当部局としては引き続き工業系を維持していきたいという考えか。

→ (経済担当部長) 工業用地はそうである。準工業用地についてはお住まいの方々もいる中で現況を考慮する必要がある。

○ (市長) 市内への進出希望や、地理的要因等での撤退意向などは取りまとめているか。

→ (経済担当部長) ご相談内容については、取りまとめて活用している。

○ (石井副市長) STEP50の「50」の意味はなにか。

→ (経済担当部長) 50年後を見据えた企業誘致の制度という意味である。

→ (奈良副市長) 平成16年に市制施行50周年を迎えた際に、次の50年に向けて作った。産業の空洞化が当時課題であり、歯止めをかける狙いで制度化した。「次の50年」、「早期50社認定したい」という考えでネーミングを考え、短期5年で結果を出すことを目標に時限付きの条例とした経過がある。

○ (石井副市長) 説明が必要なネーミングはいかがなものか。市民に分かりにくいので検討していただきたい。また、制度開始時に見据えていた「次の50年」のうち20年が経過した中で、制度は5年限りの延長を繰り返す構造に矛盾も感じるの見直していただきたい。

○ (市長) 神奈川県制度「インベスト神奈川(取組期間:平成16年10月~平成22年3月)」も途中で名称を見直したのではないか。

→ (奈良副市長) 神奈川県も時限措置で実施しており、当初は奨励金を出していたが、ソフト支援の制度に変更したと認識している。

○ (石井副市長) 5年ごとの条例改正であるにも関わらず、ルールを変えているだけで、STEP50自体の見直しはしていない認識である。抜本的な見直しが必要と考える。

○ (石井副市長) 投下資本額から固定資産税評価額への算定方法の変更について、税金から推奨金を支出する以上、手続きの簡素化だけを理由にするのは疑問である。

→ (経済担当部長) 投下資本額による算定において、償却資産分を除く作業が大変であるとの意見を企業から聞き取っている。固定資産税評価額に変更することも、立地に係る経費に対する奨励金という制度の理念に変更は生じないことから適切であると考えた。

○ (石井副市長) 近隣自治体の状況はいかがか。

→ (創業支援・企業誘致推進課長) 政令市では投下資本額、固定資産税評価額の双方あり、投下資本額による算定が多いと認識しているが、本市のように償却資産分は対象外のところはないと認識している。償却資産の該当可否判断は複雑で提出資料も多く、企業にとって重荷となっている。

○ (石井副市長) 償却資産について含める変更は検討しないのか。

→ (経済担当部長) 当初対象としていたものを、第2期に対象外に変更した経緯がある。

- (石井副市長)償却資産に対する認識が企業にとって変化してきているのではないか。投下資本の中で償却資産が占める割合も大きくなってきており、当時とは背景も変化した。一度対象外としたものであっても、時代背景が変化した中では検討しない理由にはならないのではないか。こうした観点で、固定資産税評価額への変更には納得しかねる。
- (石井副市長)短期集中で時限付きの条例として策定したにもかかわらず、時代背景が変化する中で、5年に1回のサイクルで条例を見直し続けたことで、既に策定時の理念などは薄れていると考える。加えて、改正を繰り返してきたことで、構成を含め限界が来ていると考えている。この条例で経済界の実情に対応しきれているのか。
→(経済担当部長)本条例で対応できていないという認識は持っていないが、今後の橋本駅周辺のまちづくりなどが進む中では、既存の制度の見直しも必要と認識しており、そうした大きな動きに合わせて見直してまいりたいと考えている。
- (石井副市長)その考えを踏まえ、見直す意志があるのであれば先送りせず、今見直すべきと考える。
- (中央区長)今回の見直しについては、事業用地が不足している中で、新規立地を目的にしているのか、既存の企業が立地し続けていただくことを目的にしているのか、どちらか。
→(経済担当部長)主に新たに立地していただくことを目的にしている。STEP50が魅力的な制度であるという企業の声は常に確認できている。
- (総務局長)条例の整備方針については総務局で定めているが、本条例が策定された以降に定めたものである。本条例が改正を繰り返した経過を踏まえると、条例全体の構成について、今回の条例改正後すぐに着手し、わかりやすいものに直していく必要があると考える。
- (奈良副市長)本制度は短期集中で策定したものであった。活用実績などから、1期5年で終了とできなかった事情も推察できる。一方で、社会経済情勢が変化してきた20年の中で、本制度だけで対応は難しいものとする。まちづくりと本制度の関連を考えた時、ものづくりへの支援は引き続き必要であることに変わりはないが、新たな制度が必要と考える。
→(経済担当部長)本制度に効果があることに変わりはない。良いところは残しながら、時代に適した新たな制度を考えてまいりたい。
- (教育長)固定資産税評価額は従前の土地活用により評価が全く変わる。固定資産税評価額を使うのであれば、製造業にとって償却資産の割合は大きく、これを踏まえて奨励率を検討すべきではないか。
- (市長)全体として「税」に関する部分に課題があると感じた。また、5年に1度の改正となっているが、先行きの見通せない社会経済情勢の中で、見直しのタイミングや名称にも検討の余地があるとする。条例の中に制度の詳細まで記載する構成では、機動性にかける懸念もある。今日の意見をまとめて再考していただきたい。

(2) 結果

- 差し戻しとする。

2 (仮称)相模原市子育て応援条例の制定について

【こども・若者未来局 こども・若者政策課】

(1) 主な意見等

- (市長) 今回の条例と平成27年4月に制定した「相模原市子どもの権利条例」との棲み分けについて確認したい。
 - (こども・若者未来局長) 「相模原市子どもの権利条例」については、子ども自身が意見を言える場がなく、選挙権も無く、家庭においても親の意見が優先されていた中で、子どもの声を権利として認めるものとなった。また、児童虐待の防止や、或いは、各種施策について子どもの利益を考えるものとなり、子ども中心の目線を置くことが、条例の主な目的となっている。「子育て応援条例」については、子育てをしている人達や結婚を希望する若者世代などを対象に、市全体として支えていくことを目的としている。
 - (市長) 説明資料9・16・19ページに「学び・育ちの施設等関係者」と記載されているが、「教育委員会」という言葉がない。子育てにおいては、教育委員会の果たす役割も大きく、こども・若者未来局と教育委員会の連携は非常に重要である。市の責務を十分に定めるとともに、教育委員会が子育て支援に果たす責務も条例に盛り込む必要があるのではないか。
 - (こども・若者未来局長) 「市」という言葉で包括的に表現している。また、「学び・育ちの施設等関係者」の定義において、小学校・中学校を位置付けている。
 - (教育長) 市の執行機関である教育委員会が、条例上の「市」に含まれているという認識でよいか。
 - (こども・若者未来局長) そのとおりである。現に子育てをしている人達と、子育て・結婚を希望する人達を対象とした施策を今後展開していく中で、教育委員会という立場でどのような取組ができるのかを検討した際、少しずつできてしまう懸念があった。
 - (市長) 教育委員会が包含されているということだが、この条例を議論していく中で、もう少し教育委員会との対話が必要だったのではないか。
 - (こども・若者未来局長) 不登校児童対策や虐待があった際の対応など、教育委員会との関わりがあり、広い意味での子育てに取り組んでいる。そのような取組があるからこそ、条例の制定においても連携が必要であることは認識している。
 - (市長) 参考として説明のあった令和7年度の取組に「不登校児童生徒の居場所の確保」との記載もあることから、教育委員会との連携が何かあってもよいのではないか。
- (石井副市長) 教育委員会について、市長と同意見である。条例制定の目的は、子育てが安心してできる社会づくりをするということであり、そのためには、教育委員会にも役割があるはずである。学校現場であれば、子どもと学校との関係の中で語られるべきものが多いが、教育委員会が子育てをしている保護者や社会環境に対して、どういうことができるのか盛り込むべきだと考える。1つのイメージとして、説明資料9ページの「条例のイメージ」に、教育委員会を市と同様に位置付けるではないか。そのような精神を持って条例を作らなければならない。あくまでも教育委員会は市長から独立した機関であるため、教育委員会とよく議論していただきたい。
 - (こども・若者未来局長) 教育委員会とは各論的な議論のみとなっていたため、そもそも位置付けについて改めて調整させていただく。
 - (大川副市長) 関係課長打合せ会議等において教育委員会も出席しているため、議論をしていないわけではないが、指摘があった部分については、教育委員会と再度調整していただきたい。
- (大川副市長) 条例の制定にあたり、審議会へ諮問し答申をいただいているが、答申から変更した点について伺う。
 - (こども・若者政策課長) 審議会から「結婚や子育てに関しては多様な価値観があり、

市が強制するものではない」との意見を頂いたため、基本理念に「1 子育て世代の応援に当たっては、誰もが一人ひとり異なる存在であり、結婚や子育てには多様な価値観があることを認め尊重します。」という条文を新たに加えた。また、子どもの定義を「成長の過程にある者」としていたが、例えば、独立していない50代の子どもを監護する80代の保護者も支援の対象とするのかといった議論があったため、「子ども」や「子育て世代」の定義を明確にしたことが大きな変更点である。なお、答申からの主旨は変更していない。

- (教育長)本市の課題について、「現在の子育て世代は「子育てをしにくい」と感じている」とあり、その解決策として「社会全体で子育て世代を応援する機運醸成が必要」と結び付けているが、その間として「何故、子育てをしにくいと感じているのか」という視点がある。条例の前文に経済的な問題や意識の変化などの記載はあるが、日本社会が変化し続ける中で、子育てに対して魅力を感じなくなっているのではないかと考える。特に、学校分野においては、学校に様々なことが求められており、親としての子育てというよりは、全て他人に任せているように感じる。社会全体で子育てを応援し機運を高めていくには、経済的な支援もあるが、意識を変えていく取組を行わなければ、本市の出生数はさらに減少していく。そのような部分がわかるような表現していただきたい。

→(こども・若者未来局長)子育てを楽しめる環境づくりについて検討させていただく。

- (奈良副市長)なぜ、このタイミングで条例を制定するのか、本日の説明だけでは伝わってこない。子育てや結婚を希望する者の感覚と条例が本当に合致しているのか。昨年6月の定例会議における代表質問では「子育てすることの楽しさを感じてもらえるような条例を制定する。」と市長が答弁しているが、この想いが条例のどこに盛り込まれているのか。子育て世代が求めているのは条例の制定ではなく、条例に基づき実施される施策の内容ではないか。やはり、条例だけではなく、参考資料の施策と組み合わせた議論が必要である。

→(こども・若者未来局長)機運醸成の必要性について申し上げますと、受動喫煙防止としてたばこ対策に取り組んだ話を例として挙げさせていただくが、たばこに対する意識を変えていくとともに、今までは職場などでたばこを吸えたが、吸えない環境となった。これは、社会の意識を変えたことで、日々の生活において目に見える形となった結果である。考え方とそれを実際に具現化する施策の両輪でないと、当事者の方々に訴求できない。指摘を踏まえ、庁内での調整を進めさせていただく。

- (中央区長)奈良副市長からも発言があったように、本市としてなぜ条例を制定するのか、どの部分に本市としてのオリジナリティがあるのか、本市の課題意識が条例のどこに表れているのか、本市の動機をもっと強く出してもよいと考える。

- (市長)教育委員会の役割をもう少し議論していただきたい。

(2) 結果

- 継続審議とする。

以上